

新居浜市ごみ処理基本計画

(案)

令和3年3月策定

令和8年3月改定（中間見直し）

新居浜市

目 次

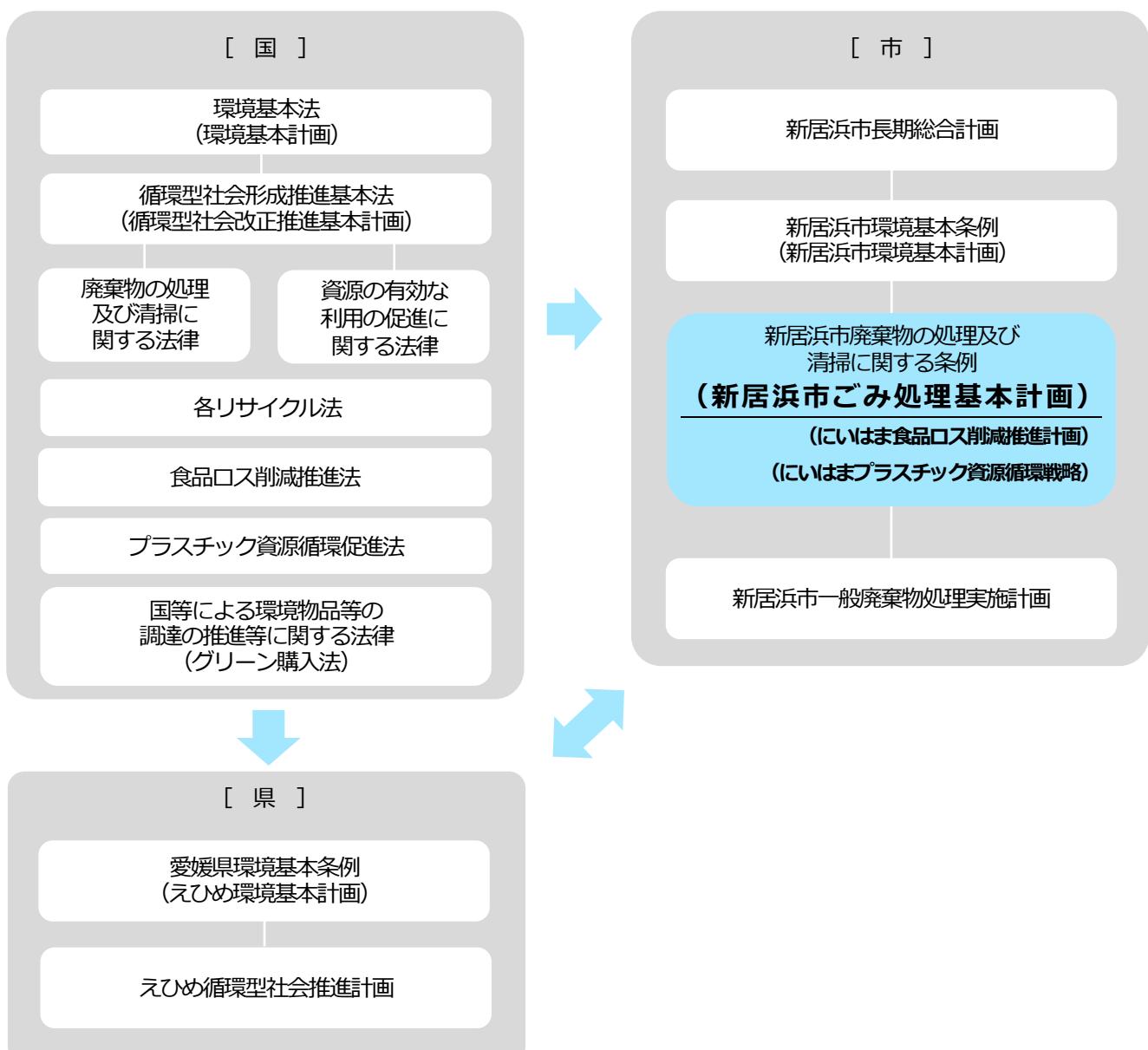
第1章 総論	1
第1節 ごみ処理基本計画の位置づけ	1
第2節 計画期間、目標年度	2
第3節 新居浜市の概況	2
(1) 産業の動向	
(2) 人口動態	
第2章 基本理念と基本方針	4
第1節 基本理念	4
第2節 基本方針	5
第3章 ごみ処理の現況	6
第1節 ごみ処理の沿革	6
第2節 ごみ処理フロー	9
第3節 ごみ処理体制	10
(1) 収集運搬	
(2) 処理施設	
(3) 排出抑制	
第4節 ごみ処理の実績	14
(1) 処理量の推移	
(2) 施設での処理状況	
(3) 定期収集の状況	
(4) ごみ処理経費	
第4章 ごみ処理の課題	19
第1節 評価の指標	19
(1) 一人一日当たり排出量	
(2) 家庭系ごみ	
(3) リサイクル率	
(4) 最終処分量（埋立率）	
(5) 処理経費	
第2節 国・他自治体との比較	22
(1) 国、愛媛県の目標値との比較	
(2) 類似団体との比較（R5実績）	
(3) 県内他市との比較（R5実績）	
第3節 課題の抽出	26
(1) 排出抑制・減量化に関する項目	
(2) 収集運搬に関する項目	

- (3) 処理に関する項目
- (4) 環境美化に関する項目

第5章	ごみの発生量及び処理量の見込み	27
第1節	ごみ発生量の推計	27
第2節	ごみ処理量の見込み	29
(1)	第六次長期総合計画におけるごみ減量目標	
(2)	にいはま環境プランにおけるごみ減量目標	
(3)	本計画のごみ減量目標	
第6章	目標達成に向けた取組	31
第1節	第六次長期総合計画における基本計画と主な取組	31
第2節	本計画における取組	32
(1)	排出抑制と減量化の取組	
(2)	収集運搬に関する取組	
(3)	処理に関する取組	
(4)	環境美化に関する取組	
(5)	環境学習の取組	
(6)	災害廃棄物対策の取組	
第3節	市民・事業者の取組	35
第4節	ごみの有料化	36
第7章	にいはま食品ロス削減推進計画	37
第1節	総論	37
第2節	食品ロスの現状と課題	40
第3節	基本的な考え方	49
第4節	数値目標	50
第5節	推進施策	51
第6節	推進施策に基づく新居浜市の取組	52
第7節	成果指標	54
第8章	にいはまプラスチック資源循環戦略	55
第1節	策定の背景とプラスチック資源循環に向けた基本方針	55
第2節	現状及び課題の整理	58
第3節	プラスチック資源循環に向けた取組	61
第4節	本戦略の成果指標	64
	(別紙1) 各主体(行政、市民・事業者)の具体的な取組	65

● 第1節 ● ごみ処理基本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するもので、市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針とし、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。



● 第2節 ● 計画期間、目標年度

計画期間は、令和3年度から令和12年度の10年間とし、目標年度を令和12年度とします。国の策定指針では、概ね5年ごとに見直しを図るものとされており、令和7年度に中間見直しを行います。

● 第3節 ● 新居浜市の概況

新居浜市は、昭和12年に、新居浜、金子、高津の3か町村が合併して市制を施行し、昭和28年に垣生、神郷、多喜浜、大島を、昭和30年に泉川、船木、中萩、大生院を、昭和34年に角野を、平成15年に別子山を合併し、現在に至っています。

愛媛県の東部に位置し、東は四国中央市、西は西条市、南は高知県に接し、北は瀬戸内海（燧灘）に面しています。市域は東西20.52km、南北21.48km、面積は234.47平方キロメートルで、うち、林野面積171平方キロメートル、可住地面積63平方キロメートルです。

（1）産業の動向

商業は、住友諸企業の発展とともに、昭和通り・登道・銀泉街商店街と、喜光地商店街が形成されたが、近年の車社会の進展、大型店舗の出店、インターネットショップの拡大、小売商業の競争形態の変化などにより、既存商店街は空き店舗が増大しています。

工業は、元禄4年（1691年）に、世界でも類を見ない大鉱床をもつ別子銅山の開坑に端を発し、銅、アルミニウム、ニッケル、肥料、機械製品を主とする製造業が発展し、これらを基幹産業として中小の下請け企業が数多く生まれ、四国屈指の工業都市となりました。2度にわたるオイルショック、円高などにより石油化学などの素材型産業は構造的な不況に陥り、住友系企業では、ファインケミカル等先端技術、高附加值分野への展開が進められています。

農業は、小規模零細の兼業農家が多く、農業従事者の減少、高齢化、都市化の進行による混住化、耕作放棄地の増加等が問題となっています。

▶ 工業主要指標と推移

[出典] 令和6年版 新居浜市総合計画

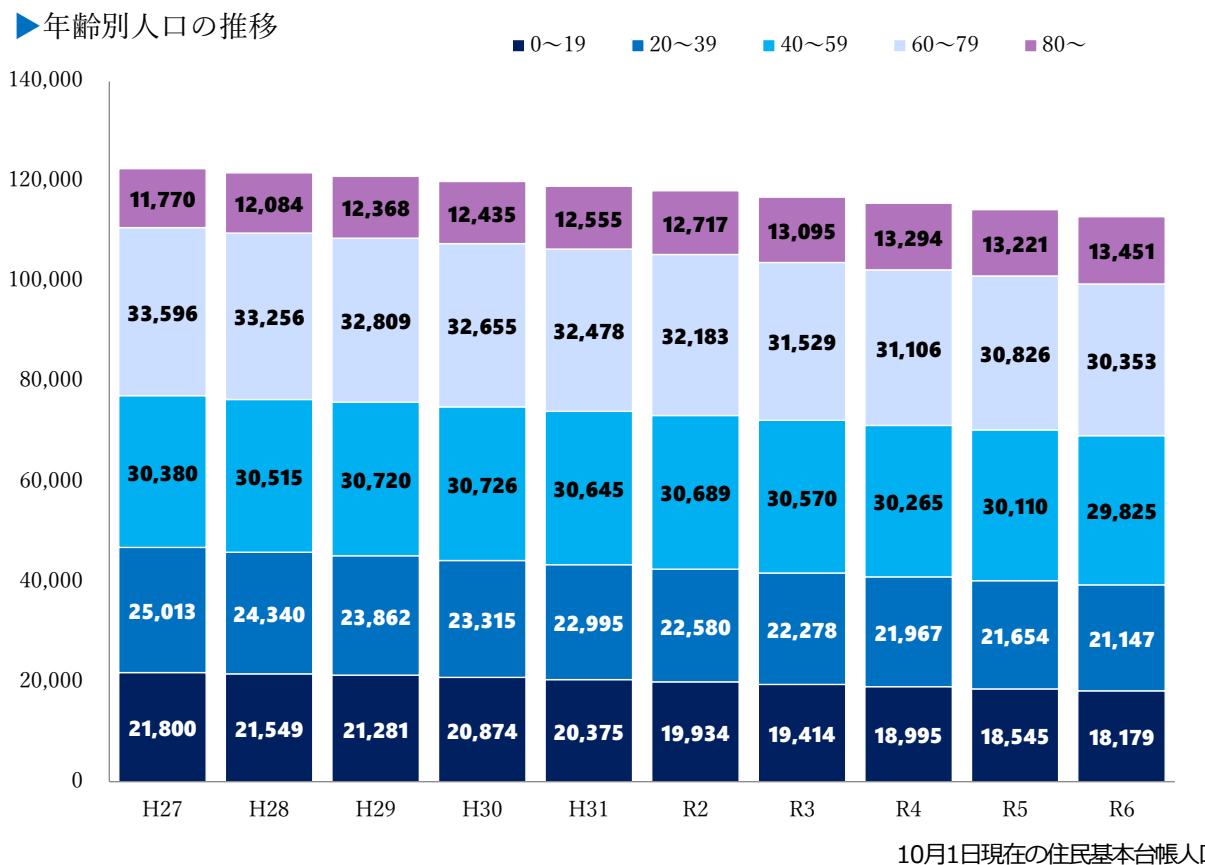
（単位：所・人・万円）

R3			R4			R5		
事業所数	従業者数	出荷額等	事業所数	従業者数	出荷額等	事業所数	従業者数	出荷額等
203	10,572	86,517,289	228	11,859	105,527,760	225	11,424	130,101,089
10%	14%	23%	9%	15%	22%	9%	14%	24%

※下欄のパーセントは、愛媛県合計に占める割合。

(2) 人口動態

近年では前年比約1%の人口減少が続いており、年齢別人口では、80歳以上の人ロ以外はすべて減少しています。



■ 第2章 ■ 基本理念と基本方針

● 第1節 ● 基本理念

第六次長期総合計画 まちづくりの目標

～ 人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり ～

を実現するため、

- 1.ごみの発生抑制と資源循環の推進
 - 2.適正かつ安定的なごみ処理体制の確立
 - 3.時代に呼応した廃棄物処理施設の運営と共同化・広域化等の推進
- の3つの目標を掲げています。

本計画における基本理念を、長期総合計画の目標に基づき、以下のように定めます。

本計画の基本理念

「全市民参加で、地球環境にやさしく、

持続可能な資源循環型社会の構築を目指します。」

SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGs（持続可能な開発目標）とは、国連サミットで採択された、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成され、誰一人取り残さないことを目指し先進国と途上国が一丸となって取り組む国際社会全体の目標のことです。

本計画の中においても、SDGs（持続可能な開発目標）のゴールと関連づけて、実現に向けた取組を行います。



● 第2節 ● 基本方針

ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に努め、ごみの減量を図り、再資源化（リサイクル）を推進するため、資源ごみ集団回収の推進や適正な分別種別の検討、食品ロス削減の啓発強化等に取り組みます。超高齢化社会をふまえ、継続して、収集方式の見直しやごみ処理の有料化について検討します。

また、適正で安定的なごみ処理体制の確立のため、適正処理啓発の強化、市民と連携した不法投棄対策・環境美化活動、処理施設の安定稼働、災害時に多量に発生する廃棄物に備えた体制整備等に取り組みます。

そして、人口減少社会においても持続的に廃棄物の安定処理ができるよう、将来に向けたごみ処理施設の広域化・集約化・民間活用・高効率なエネルギー利用等の視点を加えた施設の再編、旧施設の廃止・跡地利用等の検討に取り組みます。

■ 第3章 ■ ごみ処理の現況

● 第1節 ● ごみ処理の沿革

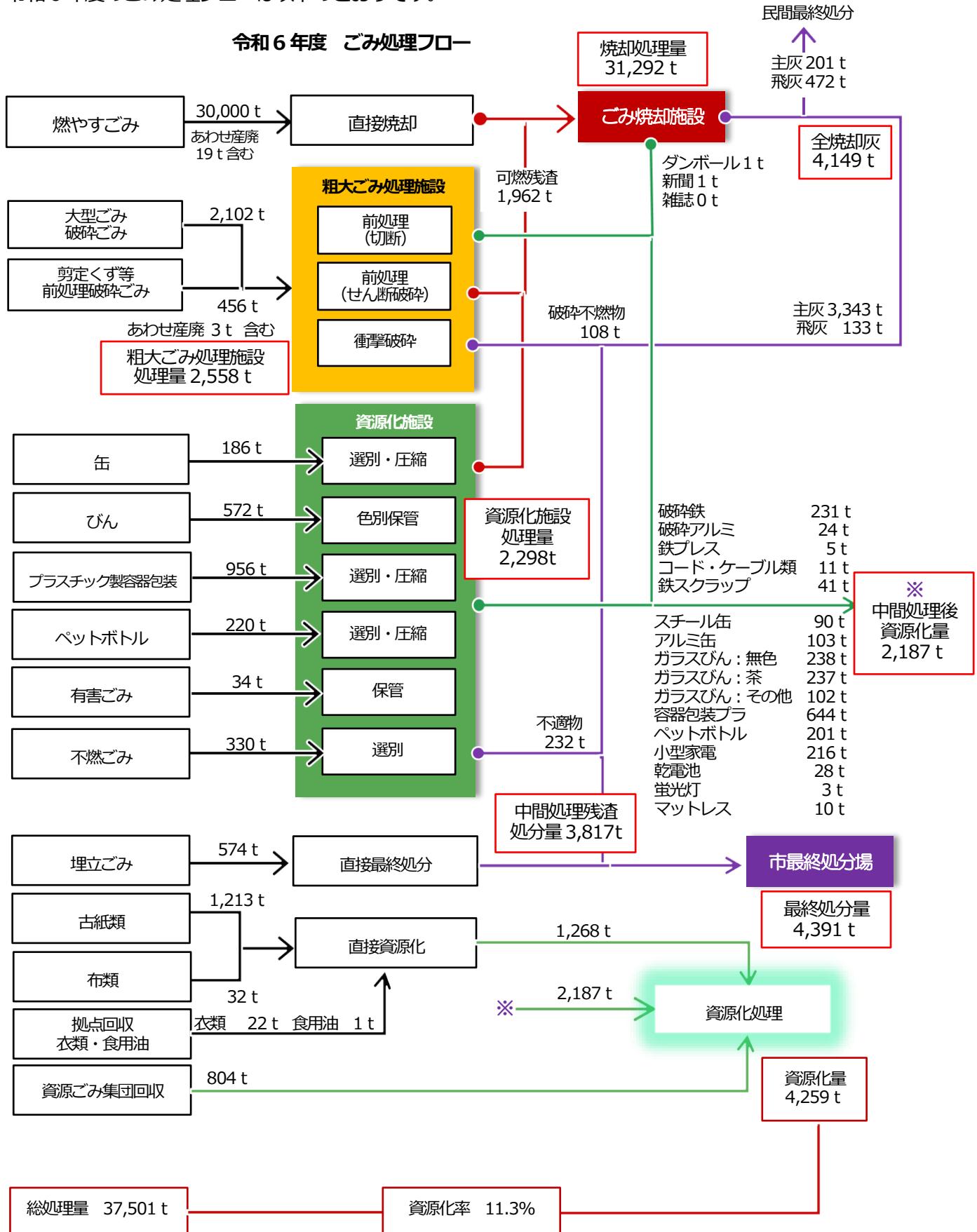
年度	施設整備	分別区分・受入など	ごみ処理手数料	ごみ減量	まち美化	国の施策	メーカーの取組み等
S30	城下焼却場 バッテ式 30t/日	可燃物 不燃物					
S44	観音原焼却場 ロータリーキレン 90t/日						
S45						清掃法から廃棄物 処理法に改正	
S49			廃棄物処理及び清掃 に関する条例制定 動物の死体料金設定				
S52	平尾谷不燃物埋立所 30.0万m ³						
S53	清掃センター ストーカー 225t/日 破砕施設 50t/5h	産廃 8t/月受入 可燃物 不燃物 破碎 埋立	事業ごみ料金設定 0.5t以下 250円 0.5-1t 500円 1-2t 1000円 2t超 500円/t				
S59		可燃物 不燃物 破碎 埋立 有害ごみ					
S62	平尾谷不燃物埋立所 19.1万m ³ 増容				市民一斉清掃開始		
H01		搬入車両証 8t制限強化	消費税加算(外税)				
H02		6種分別開始 燃やすごみ 空きびん・空き缶類 プラスチック類 有害ごみ 破砕粗大ごみ 埋立粗大ごみ	事業ごみ料金改定 200円/100kg 税別	資源ごみ集団回収 推進事業(10月)			
H03			生ごみ処理容器 設置補助開始		再生資源の利用の 促進に関する法律		
H05	最終処分場(磯浦町) 33.5万m ³						
H06	リサイクルプラザ 資源ごみ選別 15t/5h プラスチック減容 5t/5h 前処理焼却 20t/5h	6種分別変更 燃やすごみ 資源ごみ プラスチック類 雑ごみ 有害ごみ 大型ごみ		不用品リサイクルフェア			
H07					容器包装リサイクル法		
H08				不用品情報 登録制度(12月)			
H10	ごみ袋透明・半透明化						
H12		搬入管理要綱策定 解体廃棄物(一廃)届出制度	電気式生ごみ 処理容器販賣		建設リサイクル法 全面改正		
H13	大型ごみ戸別収集開始	事業ごみ改定 300円/100kg 税別 2年間猶留措置	不用品伝言板 設置(8月)		循環型社会形成 推進基本法 資源有効利用促進法 家電リサイクル法 グリーン購入法 食品リサイクル法	事業系 パソコン	

年度	施設整備	分別区分・受入など	ごみ処理手数料	ごみ減量	まち美化	国の施策	メーカーの取組み等
H14					まち美化条例施行 放置自動車 防止条例施行		
H15	新清掃センター ストーカー 20t/日 破砕機設置 40t/5h 前処理破砕 20t/5h		事業ごみ改定 400 円/100kg 税別				家庭系 パソコン
H16		産業(埋立分)搬入禁止 家庭系建設資材 1t制限				自動車リサイクル法	二輪車 (バイク)
H18	ペットボトル圧縮機設置	9種分別開始(4-12月) 燃やすごみ 資源ごみ プラスチック類 雑ごみ 有害ごみ 大型ごみ 古紙類 ペットボトル 小型廃棄物				容器包装 リサイクル法改正	消火器
H19						食品リサイクル法改正	
H20	最終処分場(菊本町) 36.3万 m3 不燃物選別施設 4.9t 可燃物切断機 2.85t		事業ごみ改定 800 円/100kg 税込 (内税改定) 家庭ごみ有料化計画 先送り決定(10月)				
H21	マテリアリリサイクル施設 缶資源化選別施設 2t プラスチック 資源化施設 6.4t びんストックヤード	家電リサイクル品 収集受入中止(4月) ふれあい 収集開始(10月) 新9種分別開始(10月) 燃やすごみ 不燃ごみ びん(3色別) 缶 ペットボトル プラスチック製容器包装 古紙類(4種類) 有害ごみ(乾電池・蛍光灯) 大型ごみ		レジ袋無料配布 中止開始(6月) 資源物持ち去り 禁止(10月) 生ごみ処理器導入 基數広大			
H22			段ボールコンポスト 講習会開始 衣類靴札回収開始				
H23			使用済食用油 拋却点回収開始				
H25			レジ袋無料配布 全スーパー中止 (合意1月・実施3月)	不法投棄監視力メラ 1基			
H26				不法投棄監視力メラ 8基増設(1月)			
H28		10種分別開始(10月) 燃やすごみ 不燃ごみ 布類(新分別) びん(3色別) 缶 ペットボトル プラスチック製容器包装 古紙類(4種類) 有害ごみ(乾電池・蛍光灯) 大型ごみ					
H29	清掃センター 基幹的設備改良(H27-)			小型家電拠点回収 (メタリプロジェクト) 開始(8月)			
H30			事業ごみ改定(7月) 100 円/10kg 税込		不法投棄監視力メラ 1基増設(5月)		
R01			廃棄物減量等審議会より 持込ごみの一部有料化の 答申(10月)				
R02					レジ袋有料化(7月)		

年度	施設整備	分別区分・受入など	ごみ処理手数料	ごみ減量	まち美化	国の施策	メーカーの取組み等
R03			持込みごみ・大型ごみ戸別 収集有料化の議決（3月）				
R04	ペットボトル圧縮機新設 新設 1.2 t /5h （4月）		持込みごみ・大型ごみ戸別 収集有料化（10月）	・「いはま3R ネットワーク」開始（10月） ・（株）ありがとう サービスとリユース協定締結（10月）		プラ資源循環促進法（4月）	
R05				・「ありがとうサービス」と連携した持ち込みごみからの リユース開始（8月） ・（株）マーケットエンタープライズ（おいくら）とリユース協定締結 (9月) ・住友化学（株）とアクリル板リサイクルPJ 「MICANPJ」始動（7月）			
R06				・「ありがとうサービス」と連携した衣類等回収開始 (10月) ・市内小学生へアクリル板 リサイクルキーホルダー贈呈	自治会のごみステーションの取扱ごみ、野良 犬猫死体の回収電子 申請開始（4月）		

● 第2節 ● ごみ処理フロー

令和6年度のごみ処理フローは以下のとおりです。



● 第3節 ● ごみ処理体制

(1) 収集運搬

① 家庭ごみ

家庭ごみの収集は、平成28年10月から10種分別による収集を行っています。

区分	分別種類		細分別	収集場所	排出方法	収集頻度	収集開始
可燃ごみ	燃やすごみ		-	可燃S T	袋	週2回	7時30分 (別子山地区 は9時)
資源ごみ	ペットボトル		-	不燃S T	ネット	月2回	
	びん・缶	びん	透明、茶、他		コンテナ	月2回	
		缶	-	裸・紐	ネット		
	古紙類		新聞、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック			月2回	
	プラスチック製容器包装		-		袋	週1回	
不燃ごみ	布類		-	袋		月1回	
	不燃ごみ		-			月1回	
	有害ごみ		乾電池等、蛍光灯	戸別収集	コンテナ	年4回程度	
大型ごみ	大型ごみ		-		裸	隨時	9時

定期収集は全て委託により実施しています。業務は、ごみの種類や地区ごとに分割しており、可燃ごみ11地区、プラスチック製容器包装3地区、ペットボトル1地区、古紙類3地区、不燃ごみ・布類1地区、びん・缶・有害ごみ2地区、別子地区、大島地区、大型ごみの合計24地区です。

なお、引越などに伴う一時多量ごみは、一般廃棄物処理許可業者又は自己搬入となります。

業者への定期収集事業の委託方法は、かつては、収集業者を固定した1者随意契約でしたが、平成20年度から大島地区を除き、入札により決定していました。令和7年4月からは大型ごみ、令和7年10月からは大島地区を除く業務を「あかがね環境事業協同組合」に随意契約しています。

② 事業ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。許可業者に依頼又は自己搬入となるため、ごみステーションに出すことはできません。

(2) 処理施設

中間処理は観音原町の清掃センター、最終処分は菊本町二丁目地先の最終処分場で行っています。
いずれの施設も、管理部門は直営、運転部門は委託です。

① 中間処理施設の概要

所在地 観音原町乙 122 番地 1

焼却施設と粗大ごみ処理施設は、平成 15 年 3 月から稼働。

焼却施設の布団切断機及びリサイクル推進施設の不燃物選別施設は、新最終処分場の稼働に合わせ、平成 20 年 4 月から稼働。

プラスチック資源化施設、缶資源化施設、びんの色別保管施設は、平成 21 年 10 月から稼働。

ペットボトル資源化施設は、平成 18 年 4 月から稼働し、令和 4 年 4 月に新設。

焼却施設	焼却施設	処理能力	67t/日 ×3炉
		処理方式	全連続燃焼式ストーカー炉
	大型可燃物処理施設	処理能力	2.85t/5h
		処理方式	縦型切断式
粗大ごみ施設	破碎施設 (衝撃破碎機)	処理能力	40t/5h
		破碎機形式	衝撃破碎式
	破碎施設 (せん断破碎機)	処理能力	20t/5h
		破碎機形式	せん断回転式
リサイクル推進施設	不燃物選別施設	処理能力	4.9t/5h
		処理方式	手選別
	プラスチック資源化施設	処理能力	6.4t/5h
		処理方式	圧縮梱包機
	缶資源化選別施設	処理能力	2t/5h
		処理方式	手選別 機械選別 圧縮
	びん保管施設	6.2t/日 無色透明・茶色・その他の 3 種類	
	ペットボトル資源化施設	処理能力	1.2t/5h
		処理方式	減容機 電動圧縮梱包

② 最終処分場の概要

所在地 菊本町二丁目 817 番 2 地先

平成 20 年 4 月から供用開始。

埋立面積	24,000 m ²
埋立容量	363,116 m ³
遮水方式	(底面部) 不透水性地盤 (側面部) 遮水鋼矢板
水処理方式	公共下水道放流

護岸は、港務局が港湾計画の中で廃棄物処理用地として施工。

(3) 排出抑制

① 資源ごみ集団回収の奨励

回収量に応じて、市から登録団体に奨励金を支出して、回収を奨励しています。

- ▶ 令和6年度 登録団体 153 団体 回収量 804 t 奨励金 3,214,008 円

② 各家庭での生ごみ堆肥化の推進

生ごみ処理容器（コンポスト、水切り容器）は、3,000 円を限度に半額を補助しています。

電気式生ごみ処理機は、20,000 円を限度に半額を補助しています。

- ▶ 令和6年度 補助基数 据置型コンポスト 22 基 水切り容器 6 基 電気式 20 基
補助額 457,900 円

にいはま環境市民会議に委託し、ダンボールコンポストの普及活動を実施しています。

- ▶ 令和6年度 公民館等講習会 24 回 97 人参加

③ 不用品の有効利用（不用品伝言板）

市が運営する不用品伝言板に「譲ります」「探しています」の情報を個人が登録し、登録者同士で連絡を取り合い、不用品の交換を促進する制度です。

- ▶ 令和6年度 登録件数 「譲ります」 147 件 「探しています」 26 件
交換成立件数 59 件

④ 衣類の拠点回収

不用となった衣類のリサイクルを促進するため平成 22 年度から、市関係施設に回収ボックスを設置し、衣類の回収を行っています。（令和7年4月1日現在 3カ所）

- ▶ 令和6年度回収量 21,920 kg

⑤ 使用済みてんぷら油の拠点回収

使用済みてんぷら油のバイオディーゼル燃料（BDF）へのリサイクル促進を図るため、市役所ロビーほか 2 カ所に回収ボックスを設置し、使用済みてんぷら油の回収を行っています。

- ▶ 令和6年度回収量 1,624 ℥

⑥ にいはま 3 R ネットワーク

市内で 3 R に取り組んでいるリサイクルショップや事業者等の情報を市において登録・広報し、「見える化」することにより、市民・事業者が簡便・効率的にごみの減量化・再資源化に取り組むことができるつながりを「にいはま 3 R ネットワーク」と称し、令和4年10月に開始しました。

また、令和6年7月10日より、登録部門へ「食品ロス」を加えました。

- ▶ 令和7年3月現在 スーパー・ホームセンター 21 店
資源回収事業者 7 事業者
リユースショップ 5 店
食品ロス 2 事業者 11 店舗
その他 2 事業者

⑦ 協定によるリユース促進

家庭ごみ一部有料化に併せ、3Rを推進し、さらにごみの減量を推進するため次の事業を開始しました。

・株式会社ありがとうサービスとの協定に基づくリユース実証事業

(1) 清掃センターからリユース・リサイクル

清掃センター（リサイクル推進施設）に搬入された不用品のうち、リユース可能なものを選別し、売り渡しています。

▶ 令和6年度回収量 19,910 kg

(2) 衣類等回収ボックス

不用となった衣類等のリサイクルを促進するため、令和6年10月から、ワクリ工新居浜、新居浜ウイメンズプラザに衣類等回収ボックスを設置し、衣類の回収を行っています。

▶ 令和6年度回収量 1,846 kg

・おいくら（株式会社マーケットエンタープライズ）とのリユース事業

同社が運営するリユースプラットフォーム「おいくら」を用いて、不用品を捨てずに再利用する仕組みを構築しました。

▶ 令和6年度回収量 依頼件数 133 件 依頼商品数 305 品目

※ HP 経由のWEB依頼のみ計測（電話依頼は集計対象外）

⑧ マイバッグの推進

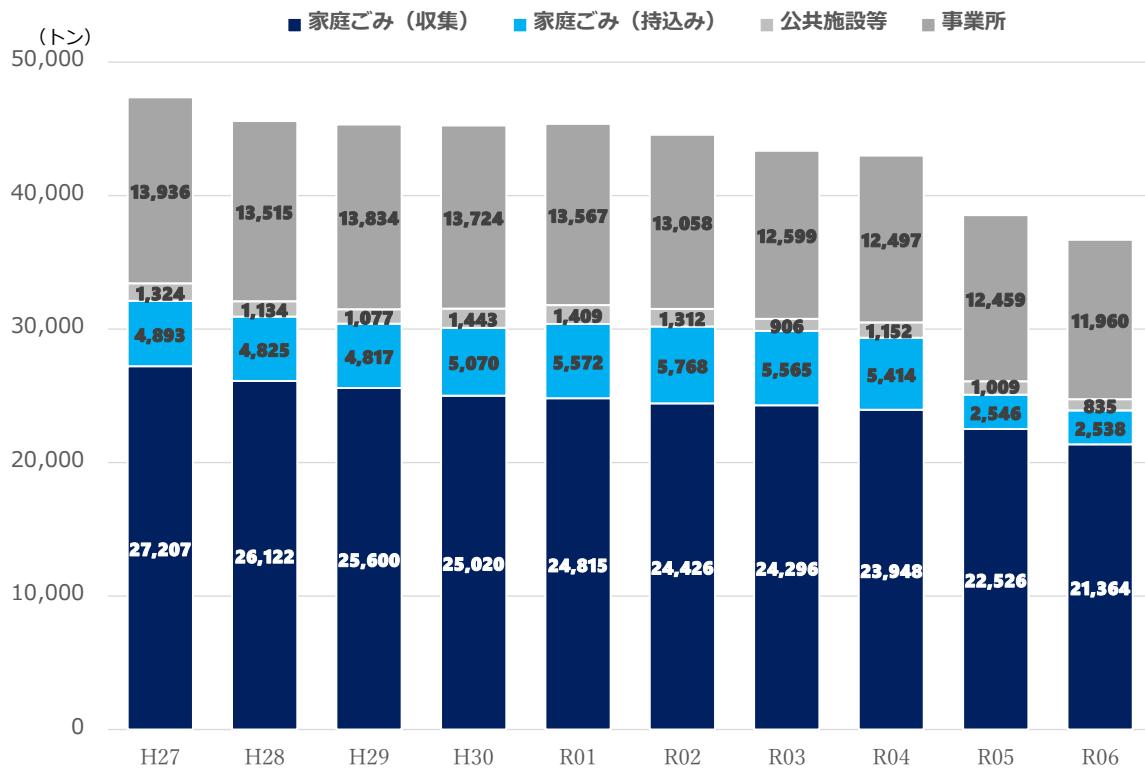
平成21年6月1日から、「新居浜市におけるレジ袋削減に関する協定」を締結した6事業者19店舗（令和7年4月1日現在6事業者20店舗）において、マイバッグの持参を推進するため、レジ袋の無料配布を中止。マイバッグ持参率80%の目標を掲げています。令和2年7月から、全国一律にレジ袋有料化が制度化されました。

▶ 令和6年度レジ袋削減枚数 10,695,860 枚

● 第4節 ● ごみ処理の実績

(1) 処理量の推移

▶新居浜市のごみ量の推移（集団回収を除く）



令和4年10月からの家庭ごみ一部有料化（大型ごみ・持込ごみ）実施により持込ごみが大幅に減少し、収集も減少しています。

▶令和6年度搬入量内訳

R6年度	一般廃棄物										産業 廃棄物	総計
	委託 収集	家庭 持込	直営	減免 (火災等)	公共 施設	清掃 ごみ	家庭系 合計	事業所	許可業者	事業系 合計		
焼却ごみ	17,675	880	173	2	150		18,880	596	10,505	11,101	29,981	1930,000
古紙類・布類	1,245						1,245				1,245	1,245
大型ごみ	168	1,273	17	11	22		1,491	240	371	611	2,102	2,102
びん・缶	742	1	1				744		14	14	758	758
プラ製容器包装	956						956				956	956
ペットボトル	220						220				220	220
古布・廃食油		23					23				23	23
前処理破碎		205	17	1	18		241	97	114	211	452	3456
不燃ごみ	324	3	1				328		1	1	330	330
有害ごみ	34						34				34	34
建設廃材等		153		46	14		213				213	213
その他						361	361				361	361
計	21,364	2,538	209	60	205	361	24,737	933	11,005	11,938	36,675	2236,697

約70%が家庭系一般廃棄物、残りの約30%が事業系一般廃棄物です。

(単位:トン)

(2) 施設での処理状況

年度	1号炉		2号炉		3号炉		計		焼却灰(t)		
	稼働時間(h)	焼却量(t)	稼働時間(h)	焼却量(t)	稼働時間(h)	焼却量(t)	稼働時間(h)	焼却量(t)	主灰	飛灰	計
H27	5,971	14,936	4,459	11,413	5,482	13,739	15,912	40,088	4,085	788	4,873
H28	4,308	10,245	7,120	18,246	4,128	10,328	15,556	38,819	4,086	772	4,858
H29	6,266	15,766	3,518	8,300	5,137	12,795	14,921	36,861	3,985	794	4,779
H30	5,578	13,677	4,562	11,008	5,188	12,584	15,328	37,269	4,004	737	4,741
R1	4,989	11,233	5,250	12,474	5,545	13,583	15,784	37,290	4,133	755	4,888
R2	5,012	10,710	5,821	13,464	5,038	12,195	15,871	36,369	4,100	789	4,889
R3	4,877	11,451	5,544	12,840	4,942	11,521	15,363	35,812	3,890	756	4,646
R4	3,716	8,667	5,500	12,940	6,458	15,391	15,674	36,998	3,981	741	4,722
R5	4,605	11,101	4,153	9,421	5,517	12,898	14,275	33,420	3,656	658	4,314
R6	4,018	9,357	4,695	10,778	4,739	11,157	13,452	31,292	3,544	605	4,149

焼却量は減少傾向です。

▶清掃センターダイオキシン類測定分析結果

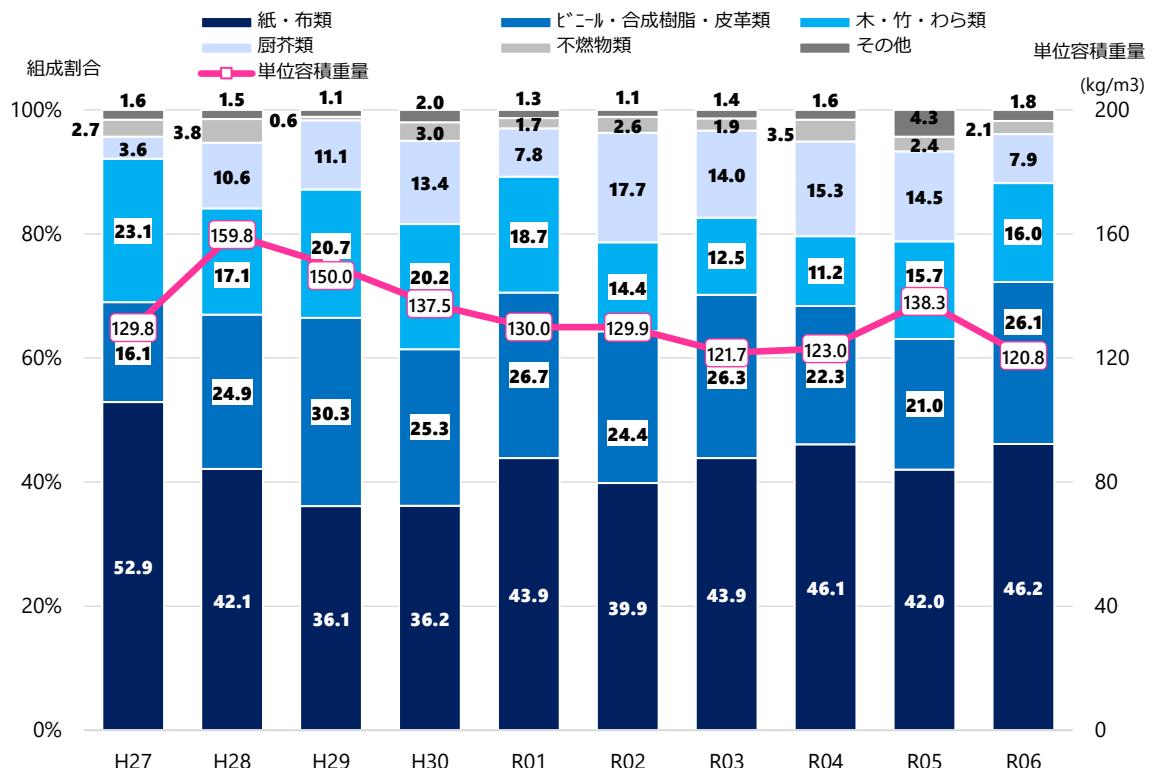
年度	排ガス(ng-TEQ/m3N)			飛灰(ng-TEQ/g-dry)	焼却灰(ng-TEQ/g-dry)			
	排ガス中のダイオキシン類基準濃度 1ng-TEQ/m3N (焼却量2~4 t/h)				最終処分場への埋立基準濃度 3ng-TEQ/g-dry			
	1号炉	2号炉	3号炉		1号炉	2号炉	3号炉	
H27	0.0000021	0.00000019	0	1 + 3号炉 0.10 2 + 3号炉 0.10	0.011	0.025	0.015	
H28	0.00000031	0	0.00002	2 + 3号炉 0.17 1 + 3号炉 0.26	0.083	0.047	0.016	
H29	0.000000042	0.000015	0.00013	1 + 3号炉 0.12 2 + 3号炉 0.16	0.032	0.019	0.019	
H30	0.000000024	0	0.000000047	1 + 3号炉 0.079 2 + 3号炉 0.16	0.0093	0.016	0.021	
R01	0.000052	0	0.00000009	1 + 3号炉 0.17 1 + 2号炉 0.2	0.03	0.018	0.016	
R02	0.009	0.012	0.000044	1 + 2号炉 0.38 2 + 3号炉 0.23	0.049	0.045	0.024	
R03	0.00023	0.00000009	0.0096	1 + 2号炉 0.68 3号炉 0.33	0.037	0.026	0.022	
R04	0.00000091	0.000043	0.00000048	1 + 2号炉 0.44 2 + 3号炉 0.19	0.024	0.022	0.036	
R05	0.0000011	0.0000012	0.00011	1 + 2号炉 0.29 2 + 3号炉 0.16	0.022	0.018	0.023	
R06	0.00000081	0.000083	0.00013	1 + 2号炉 0.33 2 + 3号炉 1.6	0.092	0.071	0.023	

・ ng-TEQ/m3N = ナノグラム・毒性等量/リュウバルル ng-TEQ/g-dry = ナノグラム・毒性等量/グラムドライ
 ・ 焼却灰（主灰）、飛灰とも、ダイオキシン類濃度が3ng-TEQ/g-dry以下でなければ最終処分ができない。
 ・ 焼却灰（主灰）は、3ng-TEQ/g-dry以上になると特別管理一般廃棄物に該当する。
 ・ 飛灰はダイオキシン類濃度にかかわらず特別管理一般廃棄物に該当し、埋立処理する場合はセメント固化、薬剤処理又は酸抽出等が必要となる。

排ガス中のダイオキシン類濃度規制値は1ng-TEQ/m3N、計画値は0.1ng、目標値は0.05ngであり、いずれも下回っています。

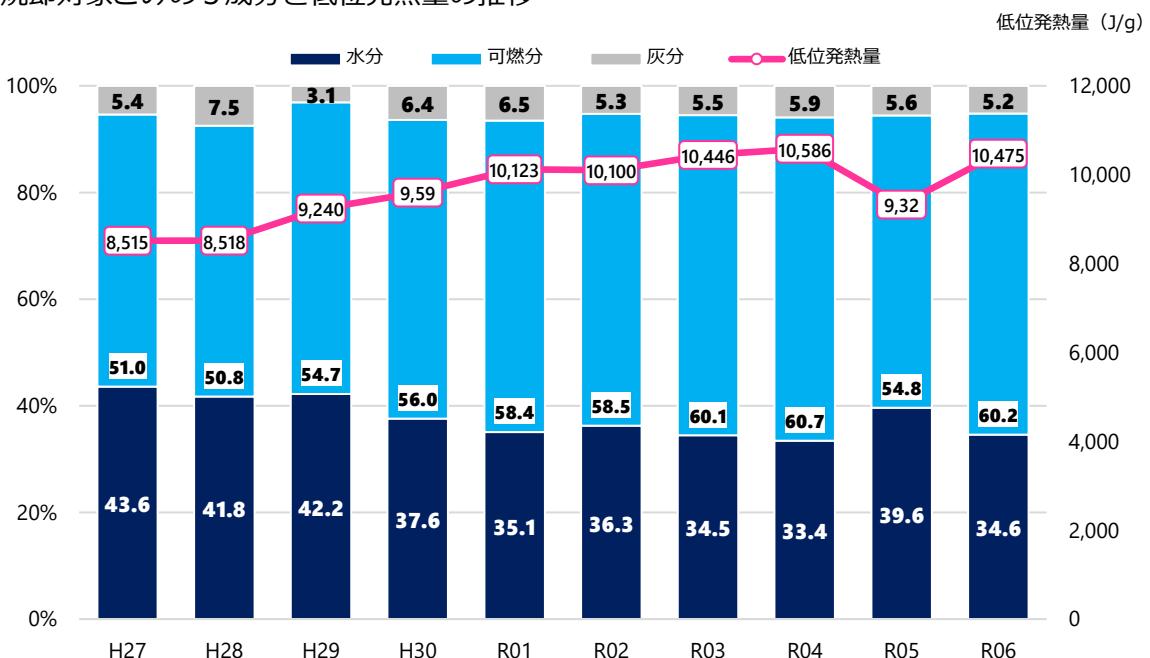
焼却ごみの組成割合 (清掃センター)

▶ 焼却対象ごみの組成割合と単位容積重量



ごみの組成割合、単位容積量共に増減を繰り返しています。

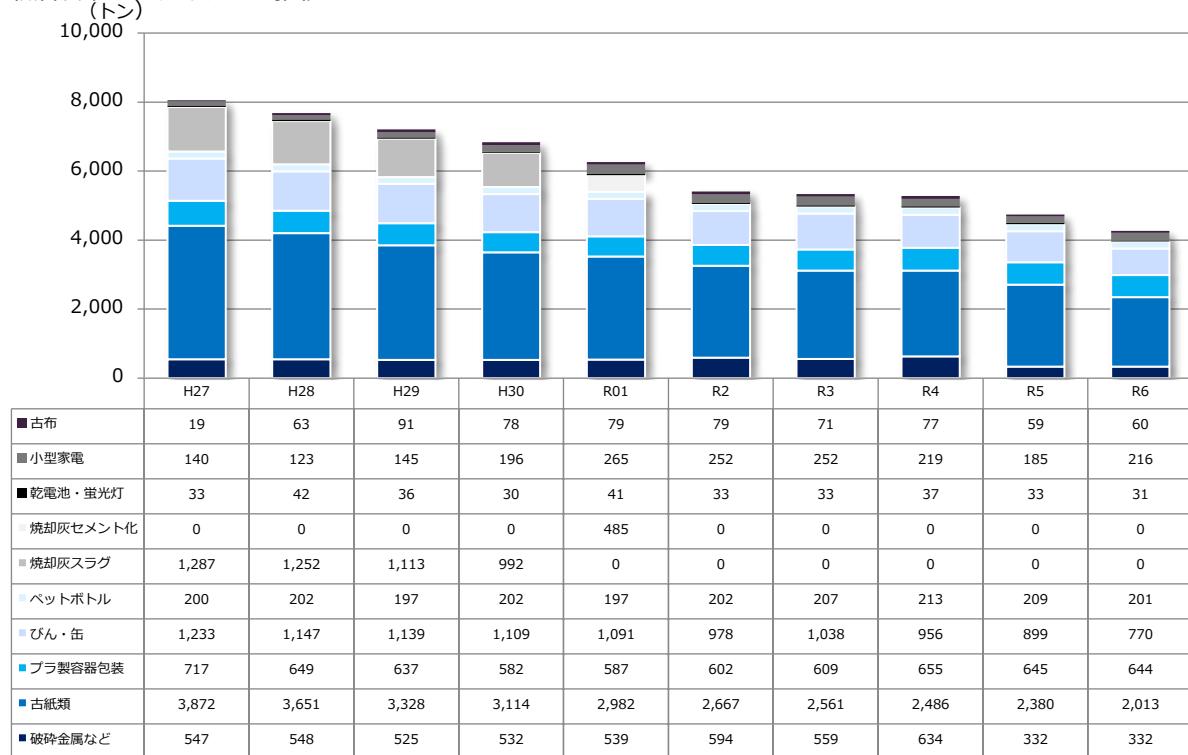
▶ 焼却対象ごみの3成分と低位発熱量の推移



現在の収集処理体制になったのは、平成 21 年 10 月からであり、平成 22 年度以降、処理対象廃棄物及び処理方法の変更はありません。しかしながら、サンプリングの誤差は一定あると思われるものの、近年、廃プラスチック類の割合が高くなっています。また、年々高力口リー傾向にあります。なお、ごみ質分析は、令和元年度までは、年4回（春・夏・秋・冬）の実施ですが、令和2年度からは毎月の実施となっています。

資源化状況

▶新居浜市のリサイクル量推移

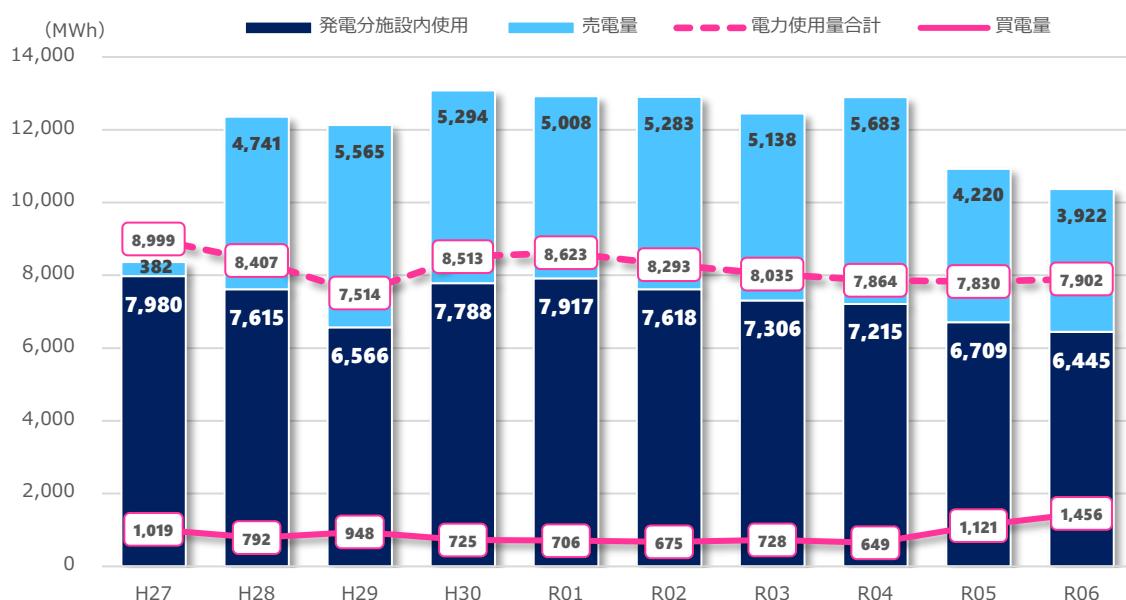


全体の資源化量は年々減少傾向にあります。特にびん・缶、古紙類は大きく減少しています。びん・缶そのものの軽量化、インターネット等の電子媒体の普及等が原因と思われます。

県廃棄物処理センターの廃止に伴い、令和2年度以降、焼却灰は最終処分場にて埋め立て処理しています。

発電・売電等の状況

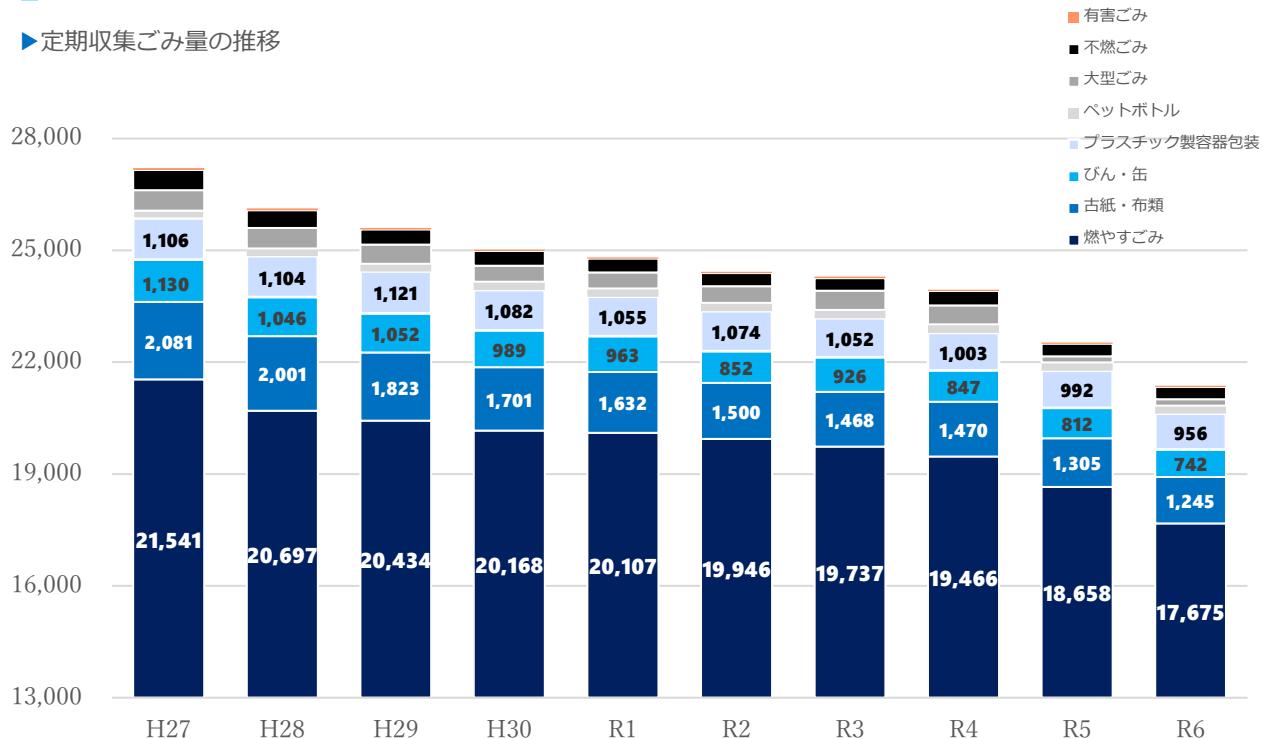
▶清掃センター発電量・売電量・買電量の推移



清掃センターでは、当初から余熱を利用した発電事業を実施していますが、平成27~29年度に実施した基幹的設備改良工事により、発電効率を向上させるとともに、逆潮流設備を設け、平成28年3月から売電事業を開始しました。

(3) 定期収集の状況

▶定期収集ごみ量の推移

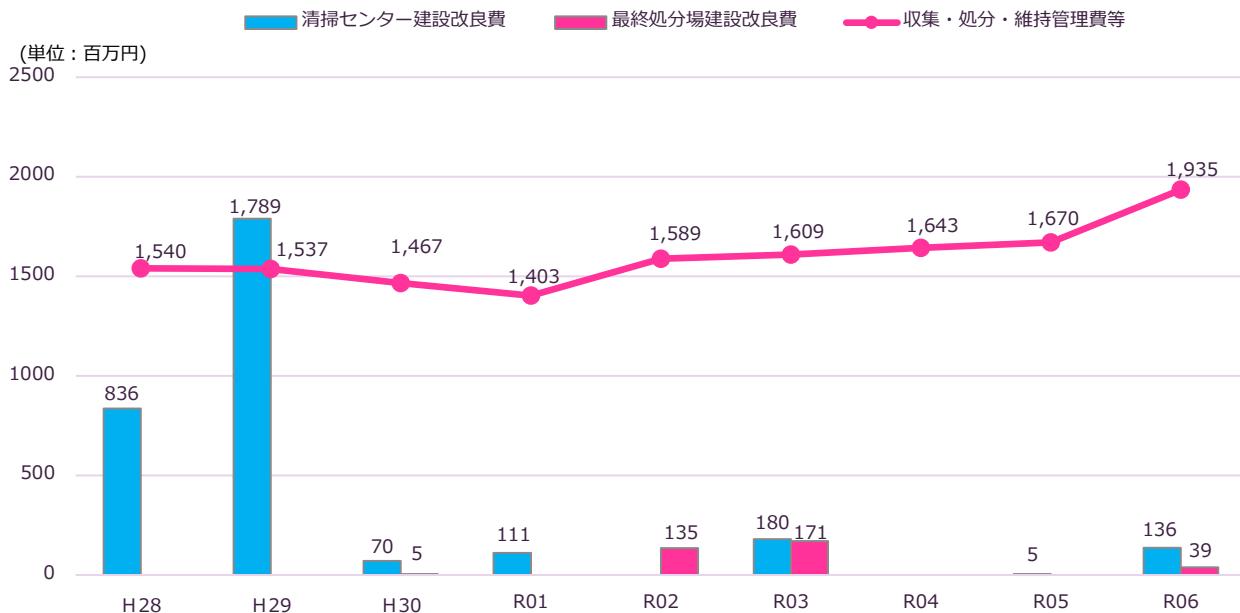


定期収集総量は年々減少しており、平成 27 年度比で令和 6 年度は約 21% の減少です。

ごみ種別に見ると、ペットボトルを除き減少しており、平成 27 年度比で、古紙・不燃ごみは約 40% の減少、特に大型ごみは、令和 4 年 10 月の一部有料化の実施により約 70% も減少しています。古紙については、インターネットなどの電子媒体の普及等社会情勢の変化が理由と考えられます。

(4) ごみ処理経費

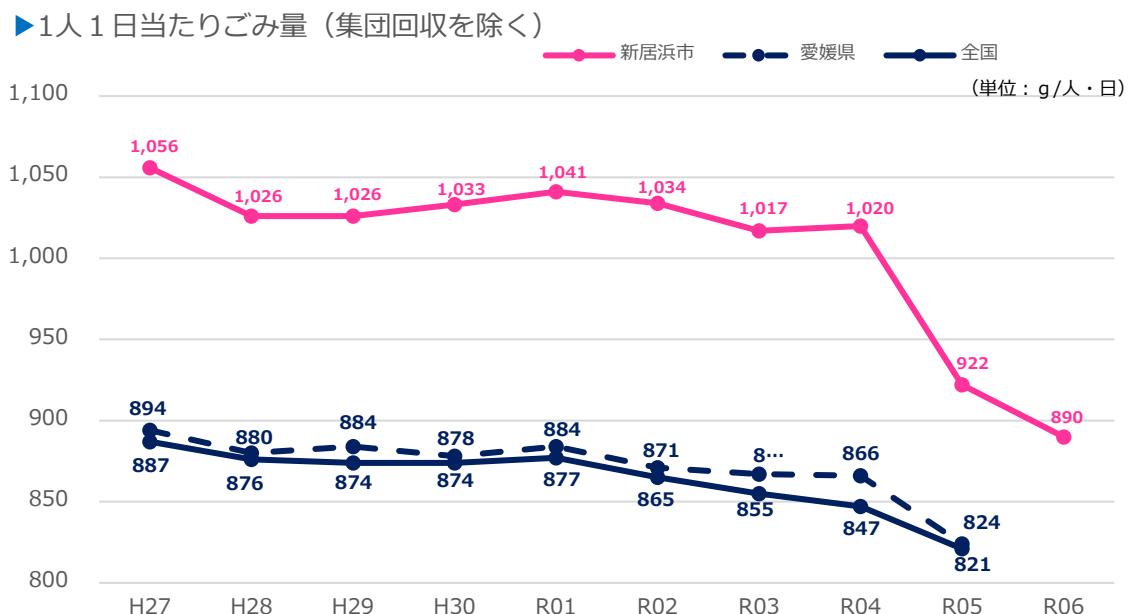
▶ごみ処理に要する経費の推移



施設の建設費については、平成 27 年度から 3 年継続事業として、基幹的設備改良工事を実施し、平成 27 年度は約 4.6 億円、平成 28 年度は 8.4 億円、平成 29 年度は 17.9 億円の支出がありました。建設改良費を除く収集や処理にかかる経費は約 15 億円前後で推移していましたが、近年は物価上昇等により増加傾向となっています。

● 第1節 ● 評価の指標

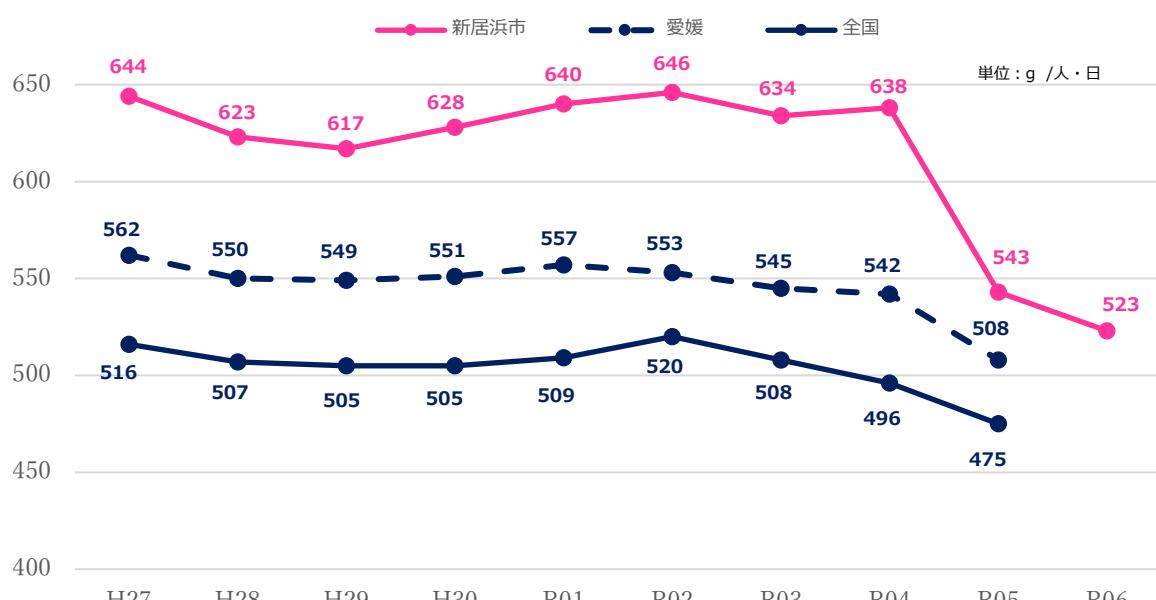
(1) 1人1日当たり排出量



令和4年10月からの家庭ごみ一部有料化（大型ごみ・持込ごみ）実施により、排出量は令和5年度にかけてかなり減少はしたものの、国・県平均値との差は100gと依然多いままです。

(2) 家庭系ごみ

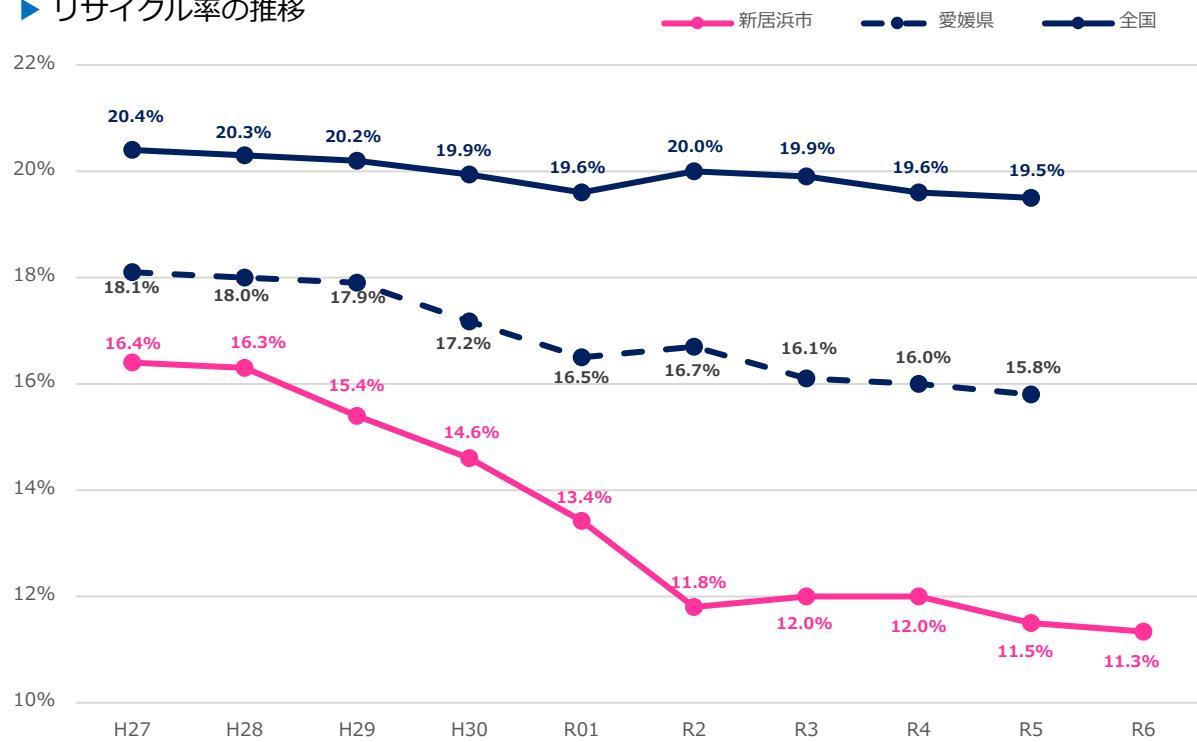
▶家庭系ごみ1人1日あたりごみ量（集団回収・資源ごみを含まない）



令和4年10月からの家庭ごみ一部有料化（大型ごみ・持込ごみ）実施による効果が顕著に表れていますが、国平均値との差は70g程度と大きい差があります。

(3) リサイクル率

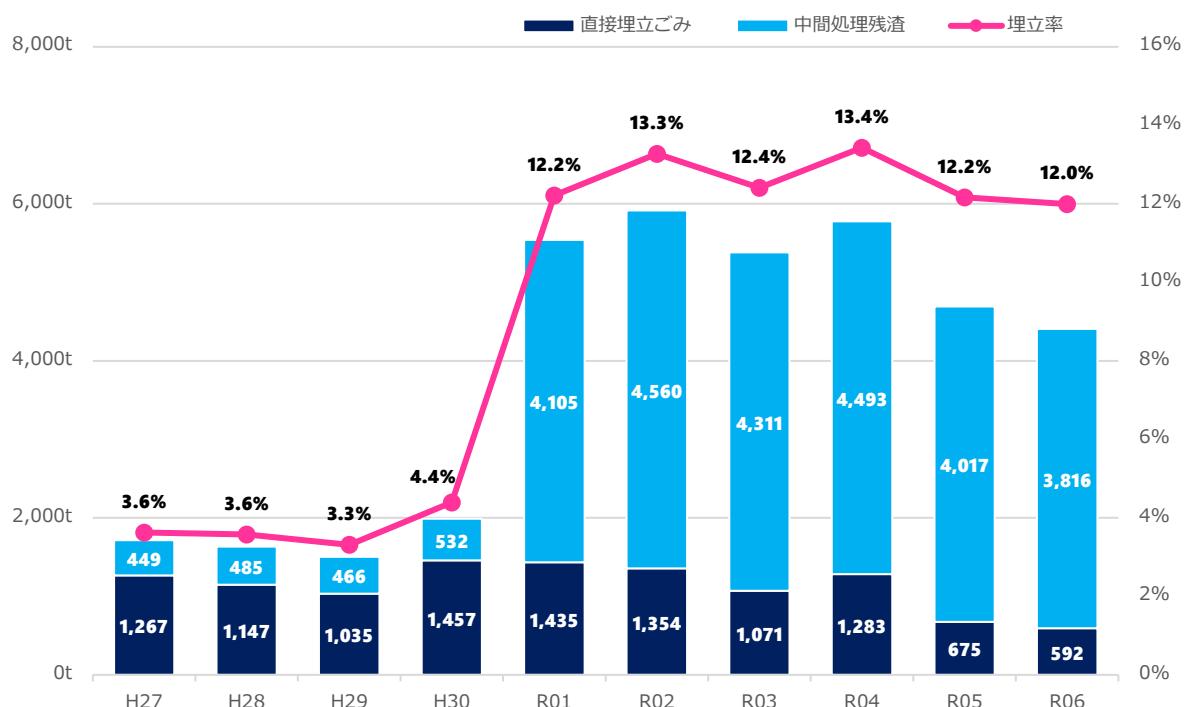
▶ リサイクル率の推移



近年のリサイクル率は減少傾向で、国・県と比べて低い状態にあります。

(4) 最終処分量（埋立率）

▶ 最終処分場の状況



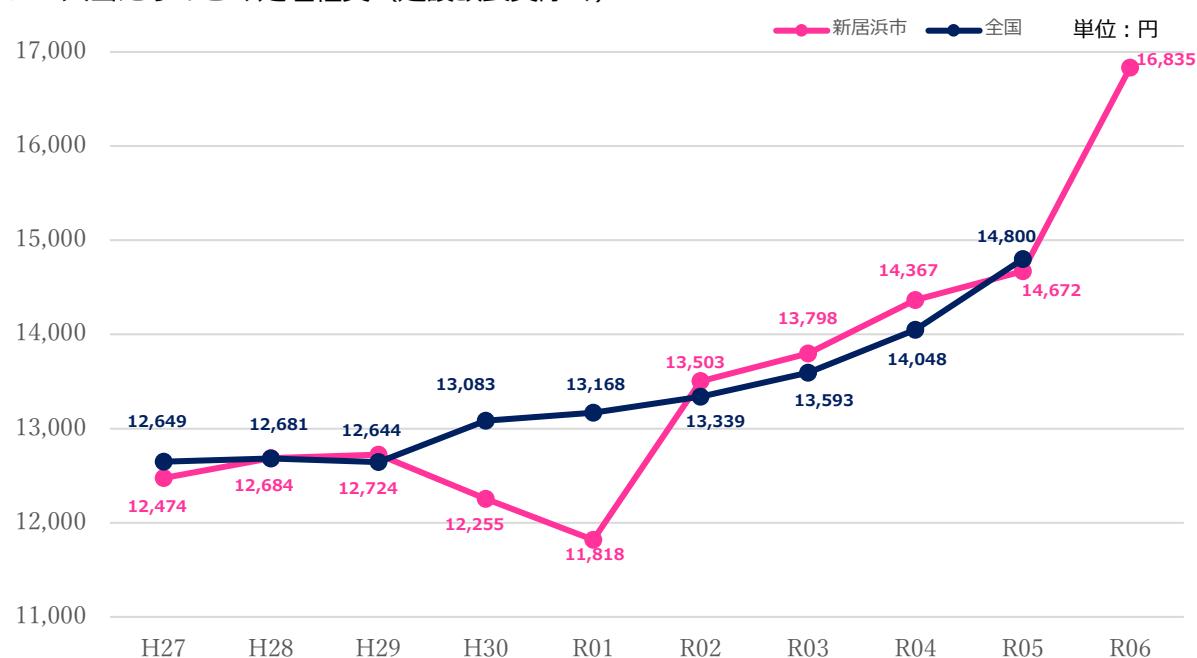
令和元年度の県廃棄物処理センターの廃止に伴い、中間処理残渣（焼却灰）の最終処分量が大きく増加しています。

(5) 処理経費

▶ごみ処理経費（建設改良費除く）の推移



▶ 1人当たりのごみ処理経費（建設改良費除く）



1人当たりのごみ処理経費は近年大きく上昇し、年間1万7千円程度となっています。

● 第2節 ● 国・他自治体との比較

(1) 国、愛媛県の目標値との比較

▶国（廃棄物処理基本方針）

	R5実績値	目標（R12目標値）
一般廃棄物排出量	3,897万t	令和4年度比約9%削減 (3,700万t)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	475g (集団回収・資源ごみを除く)	478g
リサイクル率	20%	約26%
最終処分量	310万t	令和4年度比5%削減 (約320万t)

▶新居浜市

	R6実績値	R12目標値
一般廃棄物排出量	36,697 t	31,429 t
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	523 g	487 g
リサイクル率	11.3%	16.1%
最終処分量	4,408 t	3,773 t

▶県（第5次えひめ循環型社会推進計画）（参考）

	R2	R7目標値
年間排出量	438,000 t	402,000 t
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	(集団回収含み) 882 g	865 g
リサイクル率	16.7%	28.0%
最終処分量	40,000 t	35,000 t

(2) 類似団体との比較 (R5 実績)

類似団体とは、環境省の類似市町村比較用支援ツールを用い抽出した32自治体であり、人口区分は105,000人以上125,000人未満、産業構造を考慮しています。

(一般廃棄物処理実態調査 R5(環境省)による)

	ごみ総排出量				1人1日当たりの排出量		
	計画収集量 (t)	直接搬入量 (t)	集団回収量 (t)	合計 (t)	合計 (集団回収量を 含まない) (g/人日)	生活系ごみ (集団回収量を 含まない) (g/人日)	事業系ごみ (g/人日)
類似団体 平均	31,016	2,309	1,160	34,484	831 (803)	606 (578)	224
新居浜市	34,266	4,275	942	39,483	943 (920)	646 (623)	298

計画収集量には、許可業者収集量（事業系ごみを含む）を含む。

新居浜市の生活系ごみには、水路清掃、公共施設、火災等減免のごみを含む。

	ごみ処理量											減量 処理率 (%)	
	直接 焼却量 (t)	直接最終 処分量 (t)	合計 (t)	焼却以外の中間処理量							直接 資源化量 (t)	合計 (t)	
				粗大ごみ 処理施設 (t)	資源化等 を行う 施設 (t)	ごみ堆肥 化施設 (t)	ごみ飼料 化施設 (t)	メタン化 施設 (t)	ごみ燃料 化施設 (t)	その他の 施設 (t)			
類似団体 平均	26,206	126	5,774	1,573	2,983	53	0	133	891	142	1,245	33,352	99.6
新居浜市	31,663	683	4,868	2,432	2,436	0	0	0	0	0	1,327	38,541	98.2

新居浜市の直接資源化量は、古紙・古布の収集量。

	中間処理後再生利用量							最終処分量				合計 (t)	
	焼却施設 (t)	粗大ごみ 処理施設 (t)	ごみ堆肥 化施設 (t)	ごみ飼料 化施設 (t)	メタン化 施設 (t)	ごみ燃料 化施設 (t)	その他の 資源化等 を行う施 設(t)	合計 (t)	リサイク ル率 (%)	直接最終 処分量 (t)	焼却 残渣量 (t)	処理 残渣量 (t)	
										リサイク ル率 (%)	直接最終 処分量 (t)	焼却 残渣量 (t)	
類似団体 平均	1,302	346	48	0	14	473	2,465	4,648	20.9	126	1,834	279	2,239
新居浜市	0	517	0	0	0	0	1,758	2,275	11.5	683	651	353	1,687

新居浜市の直接最終処分量のうち、433tは、水路清掃土砂。

	生活系ごみ				事業系ごみ			生活系 +事業系 (t)
	直営+委託 (t)	許可 (t)	直接搬入 (t)	合計 (t)	収集 (t)	直接搬入 (t)	合計 (t)	
類似団体 平均	22,778	85	1,138	24,001	8,152	1,171	9,323	33,324
新居浜市	22,716	0	3,365	26,081	11,550	910	12,460	38,541

▶処理及び維持管理費の比較

		合計	処理及び維持管理費				
類似団体 平 均	(千円)		収集運搬費	中間処理費	最終処分費	一般職 人件費	その他
	(人件費+処理費+委託費)						
類似団体 平 均	(千円)	1,642,298	510,085	917,066	65,089	107,778	42,280
一人当たり	(円)	14,367	4,462	8,023	569	943	370
トン当たり	(円)	46,419	14,417	25,920	1,840	3,046	1,195
新居浜市	(千円)	1,669,527	382,936	1,074,408	66,409	144,288	1,486
一人当たり	(円)	14,600	3,349	9,395	581	1,262	13
トン当たり	(円)	42,285	9,699	27,212	1,682	3,654	38

トン当たり経費は、ごみ総排出量で算出。

経費の比較は、類似団体 32市 のうち、組合負担金のない 10市 との比較。

類似団体との比較では、新居浜市は以下のような状況です。

① ごみ排出量、処理状況等

集団回収量・中間処理後再生利用量が少ない。リサイクル率が低い。

直接搬入量・1人1日当たり排出量・直接最終処分量が多い。

② 処理及び維持管理費

収集運搬費は 127,149 千円少ないが、中間処理費は 157,342 千円多い。

1 トン当たりの費用は約 9%低いが、ごみ総排出量が約 12%多いため、合計費用が 27,229 千円多い。

新居浜市の最終処分費は、埋立終了した 2か所（平尾谷、磯浦）の処分場の維持管理費 27,912 千円を含む。

(3) 県内他市との比較（R5 実績）

(一般廃棄物処理実態調査 R5 (環境省)による)

	ごみ総排出量				1人1日当たりの排出量		
	計画収集量 (t)	直接搬入量 (t)	集団回収量 (t)	合計 (t)	合計 (g/人日)	生活系ごみ (g/人日)	事業系ごみ (g/人日)
松山市	98,424	35,779	0	134,203	732	558	174
今治市	43,226	7,528	1,126	51,880	944	609	335
宇和島市	20,683	2,589	1,181	24,453	971	663	308
八幡浜市	10,074	1,340	26	11,440	1,017	670	347
新居浜市	34,266	4,275	942	39,483	943	645	298
西条市	29,744	3,803	531	34,078	889	607	282
大洲市	11,623	1,015	0	12,638	863	517	346
伊予市	8,308	361	205	8,874	682	537	145
四国中央市	25,550	5,422	901	31,873	1,066	759	307
西予市	8,823	161	368	9,352	737	607	130
東温市	6,417	582	0	6,999	576	555	21

	ごみ処理量											減量 処理率 (%)	
	直接 焼却量 (t)	直接 最終 処分量 (t)	合計 (t)	焼却以外の中間処理量							直接資源 化量 (t)	合計 (t)	
				粗大ごみ 処理施設 (t)	資源化等 を行う施 設(t)	ごみ堆肥 化施設 (t)	ごみ飼料 化施設 (t)	メタン化 施設 (t)	ごみ燃料 化施設 (t)	その他の 施設 (t)			
松山市	107,423	1,675	25,105	6,457	18,497	151	0	0	0	0	0	134,203	98.8
今治市	46,331	309	2,597	1,168	1,429	0	0	0	0	0	1,697	50,934	99.4
宇和島市	19,398	0	1,978	1,202	751	0	0	0	25	0	1,896	23,272	100.0
八幡浜市	8,571	0	1,479	0	1,479	0	0	0	0	0	1,275	11,325	100.0
新居浜市	31,663	683	4,868	2,432	2,436	0	0	0	0	0	1,327	38,541	98.2
西条市	25,791	1,435	4,665	2,389	101	0	0	0	0	2,175	1,656	33,547	95.7
大洲市	11,545	24	1,052	17	1,035	0	0	0	0	0	0	12,621	99.8
伊予市	6,805	0	1,864	164	1,572	128	0	0	0	0	0	8,669	100.0
四国中央市	26,375	0	3,863	2,966	897	0	0	0	0	0	734	30,972	100.0
西予市	6,954	296	850	173	677	0	0	0	0	0	884	8,984	96.7
東温市	5,023	0	1,983	1,124	859	0	0	0	0	0	0	7,006	100.0

	中間処理後再生利用量							リサイクル率 (%)	最終処分量				
	焼却 施設 (t)	粗大ごみ 処理施設 (t)	ごみ堆肥 化施設 (t)	ごみ飼料 化施設 (t)	メタン化 施設 (t)	ごみ燃料 化施設 (t)	その他の 資源化等 を行う 施設 (t)		合計 (t)	直接最終 処分量 (t)	焼却 残渣量 (t)	処理 残渣量 (t)	
松山市	4,287	1,549	151	0	0	0	17,617	23,604	17.6	1,675	5,978	0	7,653
今治市	2,999	564	0	0	0	0	1,429	4,992	15.0	309	2,835	604	3,748
宇和島市	1,340	287	0	0	0	25	611	2,263	21.8	0	817	68	885
八幡浜市	0	0	0	0	0	0	917	917	19.5	0	895	382	1,277
新居浜市	0	517	0	0	0	0	1,758	2,275	11.5	683	651	353	1,687
西条市	55	628	0	0	0	0	100	783	8.7	1,435	2,587	2,932	6,954
大洲市	0	2	0	0	0	0	800	802	6.4	24	1,369	191	1,584
伊予市	282	67	128	0	0	0	1,062	1,539	19.7	0	254	422	676
四国中央市	0	460	0	0	0	0	725	1,185	8.8	0	3,112	1,166	4,278
西予市	0	173	0	0	0	0	677	850	22.5	296	540	0	836
東温市	78	68	0	0	0	0	782	928	13.2	0	533	815	1,348

	生活系ごみ				事業系ごみ			生活系 +事業系 (t)
	直営+委託 (t)	許可 (t)	直接搬入 (t)	計 (t)	収集 (t)	直接搬入 (t)	計 (t)	
松山市	98,424		3,936	102,360	0	31,843	31,843	134,203
今治市	28,050		4,306	32,356	15,176	3,222	18,398	50,754
宇和島市	14,221	667	621	15,509	5,795	1,968	7,763	23,272
八幡浜市	6,739		772	7,511	3,335	568	3,903	11,414
新居浜市	22,716		3,365	26,081	11,550	910	12,460	38,541
西条市	19,796		2,940	22,736	9,948	863	10,811	33,547
大洲市	7,143		424	7,567	4,480	591	5,071	12,638
伊予市	6,688		101	6,789	1,620	260	1,880	8,669
四国中央市	16,912		4,894	21,806	8,638	528	9,166	30,972
西予市	7,191		145	7,336	1,632	16	1,648	8,984
東温市	6,417		326	6,743	0	256	256	6,999

● 第3節 ● 課題の抽出

(1) 排出抑制・減量化に関する項目

- ① ごみの処理量（1人1日当たり）は、令和4年10月からの家庭ごみ一部有料化（大型ごみ・持込ごみ）の効果により、全国平均との差が縮まったものの、国・県平均を大きく上回っています。
- ② 未分別での排出により収集されずに取り残されたごみによる衛生上の問題や、再分別などで自治会や住民に大きな負担がかかっています。
- ③ リサイクル率減少の大きな原因の一つは、県廃棄物処理センター廃止による焼却灰の埋立て処理が挙げられます。それ以外にも、分別の不徹底により、リサイクル可能なごみの2割以上が燃やすごみの中に混入されていることが、国・県と比べ、本市のリサイクル率が低い原因と考えられます。

(2) 収集運搬に関する項目

- ④ 市内に約4000か所あるごみステーションの中には、管理者が不明で管理が行き届いておらず、未分別のごみが放置あるいは散乱している等、利用上問題があつたり、ごみの収集にも支障が生じているケースがあります。
- ⑤ 事業系一般廃棄物が適正に分別されないままごみ処理施設に搬入されたり、地域のごみステーションに不正に排出されたりするケースが見られます。

(3) 処理に関する項目

- ⑥ 南海トラフ巨大地震等大規模災害発生時の災害廃棄物の処理体制について、さらに整備を進めていく必要があります。
- ⑦ 廃棄物処理施設は老朽化が進んでおり、安定処理のためには、予防保全、延命化等が必要です。
- ⑧ 廃棄物処理施設の長寿命化には限界があり、更新の検討が必要ですが、巨額の資金が必要です。
- ⑨ 旧廃棄物処理施設の廃止については、巨額の経費など課題が多く方針が定まっていません。埋立終了している最終処分場も廃止ができていません。
- ⑩ 施設での効率的なリサイクルの推進とともに、更に効率的なエネルギーの利用が課題です。

(4) 環境美化に関する項目

- ⑪ 海洋プラスチック問題にもつながるポイ捨てや不法投棄は河川や山間部の谷に見られ、一般家庭からだけでなく、違法業者によるものもあります。家電4品目の投棄は例年一定数見られます。
- ⑫ 雑草等の管理が行き届いていない空き地による生活環境の悪化が懸念されます。

● 第1節 ● ごみ発生量の推計

将来のごみ発生量を、令和6年度の実績値をもとに、人口の将来推計による減少率を乗じて推計します。

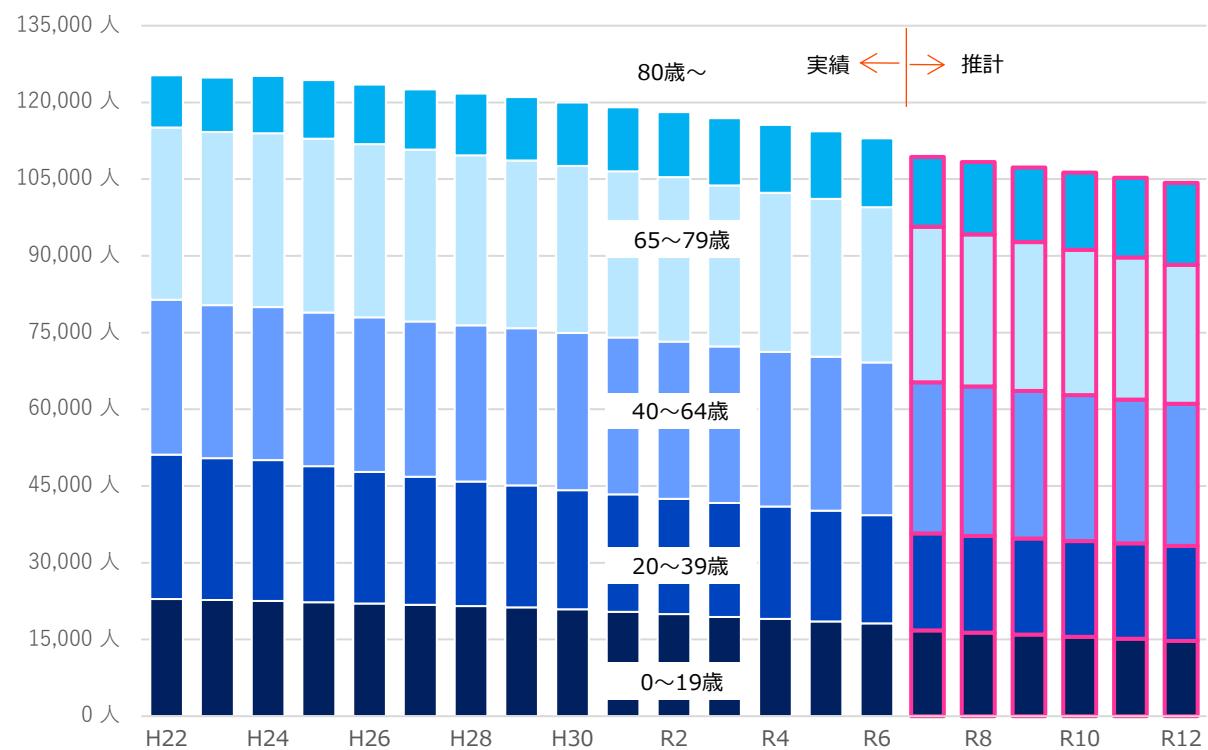
過去の人口推移は、80歳以上が微増なのに対し、0歳から79歳までは減少傾向にあります。

長期総合計画では、新居浜市人口ビジョンや国立社会保障・人口問題研究所の人口推計データに基づき検討を行っており、目標値は令和12年に105,000人を維持することとしています。

本計画では、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計データに基づき推計します。

令和12年の推計人口は、104,245人（令和6年比8,710人減）です。

▶ 人口の推移と将来推計



※実績人口は、10月1日現在の住民基本台帳人口

※推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計）データを参考

▶将来推計人口（人）（R6までは実績値）

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
118,103	116,886	115,627	114,356	112,955	109,337	108,319	107,301	106,283	105,265	104,245

R7・R12は国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計）データを参考し、ほかは按分し推計

▶ごみ発生量の推計

新たな減量施策がない場合、ごみ量は人口の減少に伴う若干の減少にとどまるものと予想されます。



● 第2節 ● ごみ処理量の見込み

(1) 第六次長期総合計画におけるごみ減量目標

成果指標名	現況値	目標値
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみを除く)	523g (令和6年度)	487g (令和12年度)
不適正排出対応件数	1,625件 (令和6年度)	1,300件 (令和12年度)
不法投棄対応件数	45件 (令和6年度)	36件 (令和12年度)

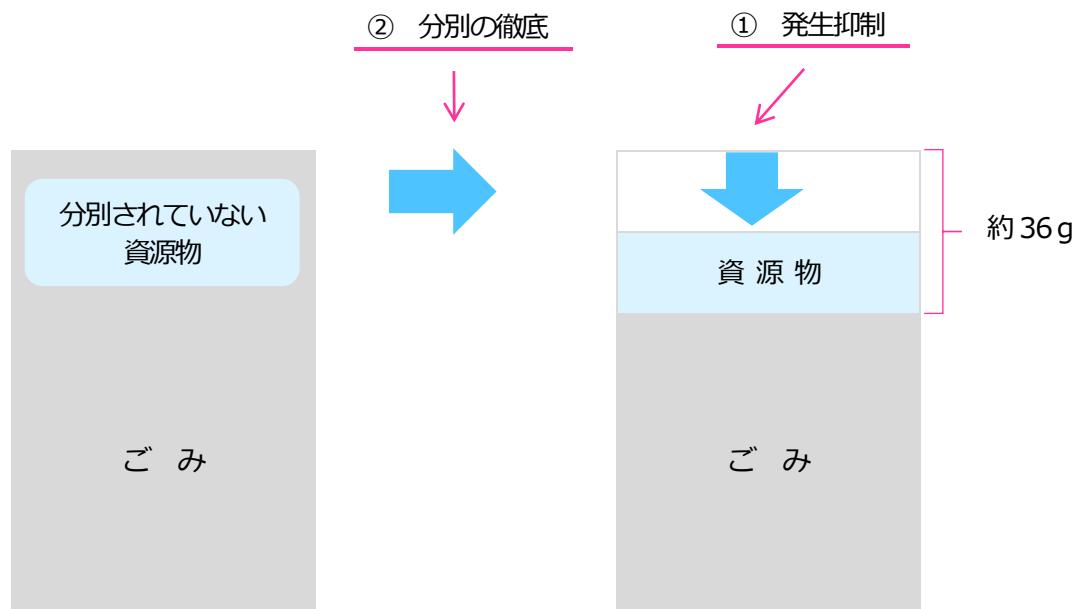
(2) にいはま環境プランにおけるごみ減量目標

成果指標	成果指標の説明・根拠	現況値	目標値
		令和4年度	令和12年度
ごみ排出量 (1人1日当たり)	市の処理に係る総ごみ排出量（集団回収量を除く）を市民1人1日当たりに換算した量	1,020g	891g

(3) 本計画のごみ減量目標

	令和6年度実績値	減量目標	令和12年度目標値
年間排出量 (集団回収量を除く)	36,697t	約14.4%減	31,429t
1人1日当たりの ごみ排出量 (集団回収量を除く)	890g	64g減	826g
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源ごみを除く)	523g	36g減	487g
リサイクル率	11.3%	4.8%増	16.1%

▶各家庭のごみ削減目標のイメージ



各家庭では、ごみの発生抑制と分別を通じて、
1人1日当たりのごみ排出量（資源ごみを除く） 36g 削減が目標です。

■ 第6章 ■ 目標達成に向けた取組

● 第1節 ● 第六次長期総合計画における基本計画と主な取組

第六次長期総合計画における基本計画と主な取組内容は次のとおりです

基本計画	主な取組内容
1. ごみの発生抑制と資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none">① 3 R の広報・啓発の取組強化② 適正な分別種別の検討③ 資源ごみ集団回収等の推進④ ごみ処理の有料化の検討⑤ 収集運搬体制見直しの検討
2. 適正かつ安定的なごみ処理体制の確立	<ul style="list-style-type: none">① 適正処理に関する指導・広報・啓発② ごみステーションの管理・利用ルールの確立③ 不法投棄監視体制の強化④ 環境美化活動や空き地等適正管理の推進⑤ 災害時の廃棄物処理体制の検討・整備及び啓発⑥ 廃棄物処理施設の延命化の推進及び予防保全の実施
3. 時代に呼応した廃棄物処理施設の運営と共同化・広域化等の推進	<ul style="list-style-type: none">① 施設の広域化・集約化及び民間活用の調査検討② 施設の廃止・撤去・跡地利用の検討及び推進③ 廃棄物等の高効率資源回収・熱回収等の調査検討

● 第2節 ● 本計画における取組

本計画において、ごみ処理の適正な処理を進めるため、以下の取組を検討・推進します。

※ () 内 : P3 1長期総合計画の主な取組内容 課:P2 6課題の抽出にそれぞれ対応

(1) 排出抑制と減量化の取組



- ①3010運動等、食品ロスの対策に取り組みます。食べ残しや賞味期限の切れた食品を捨てることについて「もったいない」という意識啓発を行います。(1-①) 課①
- ②プラスチック製容器包装ごみ以外のプラスチックごみの収集・処理についての国等の動向をふまえ、検討するなど適正な分別種別の検討を行います。(1-②) 課③
- ③各家庭での水切りや生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ処理容器等の設置への補助を継続します。また、取り扱いが比較的簡単なダンボールコンポストの普及のため講習会等の開催、ぼかしや基材の普及などを行い、継続して使用できるようサポートを行います。(1-①) 課①
- ④不用品伝言板の運営を引き続き行うとともに、リサイクルショップ等の情報を市民に提供し、リユースを促進します。(1-①) 課①③
- ⑤事業者に対する分別指導や、施設での搬入指導を行い、事業系ごみの排出抑制に取り組みます。また、過剰包装について、無駄を減らすよう働きかけます。(1-①) (2-①) 課⑤
- ⑥事業系の生ごみ、木くず等、民間で資源化等が行われるものは、民間施設での処理を促進し、市のごみ処理量を削減します。(1-①, 2-①) 課①
- ⑦更なるごみの減量と収入確保のために、指定ごみ袋の導入等ごみ処理の有料化に向けた検討や、一律200円の大型ごみ戸別収集手数料については、大きさによる収集・運搬の手間や処理費用に応じた料金への見直しを検討します。(1-④) 課①⑧
- ⑧ごみ収集カレンダー、分別大辞典を作成し広く配布を行うとともに、インターネットやケーブルテレビ、SNS等で正しい出し方の周知を図ります。また、リサイクルの仕組みを周知し、正しい分別への理解につなげます。(1-①) 課①②③
- ⑨レジ袋削減推進協議会、地球高温化対策地域協議会と協議、協力しながらレジ袋削減・マイバッグ持参推進に取り組みます。(1-①) 課①⑪
- ⑩資源ごみ集団回収が、市内全域で安定的に取り組まれるよう、補助事業を継続して実施します。(1-③) 課①③
- ⑪使用済み食用油の拠点回収を実施し、バイオディーゼル燃料(BDF)のリサイクル促進を図ります。(1-③) 課③
- ⑫衣類の拠点回収を実施し、衣類のリユースやリサイクルの促進を図ります。(1-③) 課③
- ⑬住民による分別以外に、施設に持ち込まれる不燃系廃棄物のリユース促進を図ります。(1-②) 課③⑦

(2) 収集運搬に関する取組



①現在の委託収集や許可業の在り方等は、収集運搬を効率・安定的に行うため当面維持します。

(2-①②⑤)

②収集の効率性などをふまえごみステーション方式による収集を継続します。(2-②)

③排出頻度の高い「大型ごみ」の一部品目を「不燃ごみ」に変更する等、排出の利便性を重視した分別の変更、また火災事故の原因となるモバイルバッテリー等を「不燃ごみ」から「有害ごみ」に変更する等、安全性に配慮した分別区分の検討を進めます。(1-②)

④ごみステーションの適正な維持管理のため、自治会等への防鳥ネットの支給、地域環境維持活動支援交付金の交付、ボックス及び監視カメラ設置への補助等の支援策を継続します。(2-②) 課④

⑤地域のごみステーションの在り方や役割の整理・見直しを図ります。(2-②) 課④

⑥ごみパトロール等により不適正排出への対応を強化します。(2-①) 課④⑤

⑦施設での展開検査等による収集運搬許可業者への指導や排出事業者に対する啓発を行います。

(2-①) 課⑤

⑧家庭ごみふれあい収集事業は、今後も高齢化社会が進むなか、必要性がさらに高まることがから継続していきます。(2-その他)

(3) 処理に関する取組



①ごみ処理施設においては、精密機能検査の実施や保全計画の見直しを行い、定期的に点検及び整備工事を実施しながら、目標年次までの適正で安定的な処理を目指します。(2-⑥) 課⑦

②施設の広域化・集約化及び民間活用の視点も加えた施設再編について調査検討します。

(3-①) 課⑧

③災害に強い廃棄物処理施設の検討、施設強靭化の推進に取り組みます(3-①) 課⑥⑦⑧

④施設に係る受益者負担についての検討・適正化の推進に取り組みます。(1-④, 2-⑤) 課⑦⑧

⑤旧清掃センターの廃止・撤去・跡地利用の検討に取り組みます。(3-②) 課⑨

⑥旧最終処分場の廃止手続きに向けた調査検討に取り組みます。(3-②) 課⑨

⑦廃棄物を利用した効率的で安定的な資源化・エネルギー化について調査検討します。(3-③) 課⑩

(4) 環境美化に関する取組



①海洋プラスチックごみ問題等に対処するため、自治会、環境美化推進員、環境美化推進協議会、愛媛県等の関係機関等と連携し、不法投棄防止、まち美化推進に取り組みます。(2-③、④) 課⑪

②監視カメラの増設等、不法投棄の監視体制の強化に取り組みます(2-③) 課⑪

③看板やチラシ等により不法投棄や適正処理に対する啓発に取り組みます。(2-①、③) 課⑪

④雑草などが生えて周囲の生活環境の悪化が懸念される空地の土地所有者等へ適正管理の啓発指導に取り組みます。(2-④) 課⑫

⑤市民一斉清掃やボランティア清掃による活動の支援に取り組みます。(2-④) 課⑪

(5) 環境学習の取組



①小学生から高齢者まで、幅広い年代の人が、持続可能な社会を目指した環境学習の機会に出会える
よう教育委員会、公民館、高齢者生きがい創造学園、環境市民会議等とともに取り組みます。

(1-①) 課①

②小中学校での持続可能な開発のための教育（E S D）と連携し、環境学習を推進するとともに、ご
み処理の現場を知る機会を設けることで、子どもたちのごみに対する関心を高めます。

(1-①, 2-①) 課①

(6) 災害廃棄物対策の取組



①「新居浜市災害廃棄物処理計画」の実行性を確保するとともに、発災時の迅速な対応につながるよ
う、具体的なマニュアルの整備や民間団体との協定の拡充、広域的な連携体制を検討します。

(2-⑤) 課⑥

②自然災害や今後の新たな感染症発生拡大等、ごみ処理に支障をきたす緊急事態に備え、収集運搬や
中間処理に係る業務継続計画（B C P）を策定し、緊急事態においても安定したごみ処理が継続で
きる体制を構築します。 (2-⑤) 課⑥

● 第3節 ● 市民・事業者の取組

主要施策	市民の取組	事業者の取組
① 3 R ・ごみ発生抑制 (リデュース) ・再使用 (リユース) ・再資源化 (リサイクル)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭だけでなく職場、学校などでも、ごみを発生させないライフスタイルに転換します。 ・買い物はマイバッグを持参し、過剰包装などは断るようにします。 ・不要なものの買い過ぎに注意します。 ・未使用食品や食べ残しがなるべく発生しないように努めます。 ・可能な家庭では生ごみのたい肥化などの減量に取り組みます。 ・資源ごみの分別収集に協力します。 ・スーパー・マーケットなどの資源の店頭回収を利用します。 ・使用済み食用油などの資源の拠点回収に協力します。 ・まだ使用できる不用品は、リサイクルショップや不用品伝言板などを利用し、リユースに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化に努めます。 ・廃棄物となりにくく、再使用や再資源化しやすい製品の開発に努めます。 ・商品の販売にあたっては、過剰な包装をしないように努めます。 ・飲食店などでは食品ロス削減に努めます。 ・スーパー・マーケットなどでは、資源化が図られる店頭回収に取り組みます。 ・スーパー・マーケットなどでは、レジ袋無料配布をせず、レジ袋廃棄量の削減に寄与します。 ・廃棄物処理業者は、廃棄物の再生資源化や熱回収に取り組みます。
② ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期収集のごみ出しルールを守ります。 ・外出先では、ごみを持ち帰るようします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守し、自らの責任で廃棄物を適正処理します。 ・処理を委託する場合は、適正な業者を選定し、法令の委託基準を守ります。 ・廃棄物処理業者は、処理施設などの適正管理に努めます。 ・処理施設や処分場について、環境汚染が考えられる場合は、必要に応じて、周辺環境調査を実施します。
③ 不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の不法投棄はしません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の不法投棄はしません。 ・廃棄物の最終処分までの処理過程を把握します。
④ 環境美化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化活動など市民活動団体や行政の取組に参加、協力します。 ・ポイ捨てなどはせず公衆ルールを守ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境美化活動に参加、協力します。

● 第4節 ● ごみの有料化

(1) 家庭ごみ有料化とは

家庭ごみ有料化とは、家庭からごみを出す際に、市が指定する有料のごみ袋等を使用することにより、ごみを出す量に応じて、その処理費用の一部を負担していただくものです。

(2) 家庭ごみ有料化の必要性

国（環境省）は、ごみ有料化について、平成19年6月に策定した「一般廃棄物処理有料化の手引き」で、市町村が取り組む減量策として効果的であると言及しています。本市のごみ処理は、一般廃棄物処理基本計画に基づいて行うこととしており、①1人1日当たりのごみ排出量、②リサイクル率、③最終処分量の3つの数値目標を掲げ、その達成に向け10種分別収集を開始するなど各種事業に取り組んできましたが、このままの減量策だけでは前計画の目標達成は厳しい状況です。また、現在、家庭ごみのうち「燃やすごみ」の中には、正しく分別すれば「資源」となるごみが多く含まれていること、さらに、家庭ごみの処理は主に税金で賄われていることから、積極的にごみ減量・リサイクルに取り組んでいる人と、取り組んでいない人の間に費用負担の面で公平性が保たれておらず、ごみ減量・リサイクルに対する意識が働きにくいことから、「家庭ごみ有料化」の導入に向けた検討を行う必要があります。今後、社会情勢をふまえながら、実施に向けた検討を進めます。

(3) これまでの有料化検討過程

本市の最初の有料化の取組みは平成13年度に戸別収集とした大型ごみで、廃棄物減量等推進審議会の答申を得て同年13年6月議会に上程しましたが、常任委員会で継続審査となり9月議会で撤回しました。

また、平成16年には一般ごみ有料化検討を開始し、審議会の答申を得て有料化計画を策定、平成20年に議会説明、市民意見聴取のうえ、議会上程を目指しましたが、同年10月に連合自治会からの延期要請を理由に撤回しました。

その後、平成30年度に家庭ごみの一部有料化について審議会に諮問し、令和元年10月に「家庭系直接搬入ごみから有料化に取り組んでいくことが適当」とする答申を得ました。

令和4年2月には戸別収集の大型ごみを含めた有料化について審議会から答申を得て、同年10月から家庭ごみの一部有料化が開始されました。

■ 第7章 ■ にいはま食品ロス削減推進計画

● 第1節 ● 総論

1 計画策定の趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことです。

国内の食品ロス量は、年間約464万トン（令和5年度推計）と推計されており、そのうち、事業系食品ロス量が231万トン、家庭系食品ロス量が233万トンと、我が国においても、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階で日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

食品ロスについては、平成27年（2015年）9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」※で定められている「持続可能な開発目標」（SDGs）では、「目標12.持続可能な生産消費形態を確保する」において、2030年までに世界全体の一人当たりの食糧の廃棄を半減させることが盛り込まれ、食品廃棄の減少が重要な柱として位置付けられています。



※「持続可能な開発のための2030アジェンダ」

2001年に採択されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際開発目標

国内においても、平成30年（2018年）6月に閣議決定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」及び令和元年（2019年）7月に公表された「食品リサイクル法の基本方針」において、「家庭系及び事業系の食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減する」と目標が定められています。

我が国の食品ロスの発生量の推移

- ✓ 平成24年度より、食品ロスの発生量の詳細な推計を実施
- ✓ 令和5年度は約464万トンと、前年度から約8万トン（約1.7%）減少
- ✓ 内訳は、事業系が約5万トン（約2.1%）、家庭系が約3万トン（約1.3%）減少
- ✓ 発生量全体では、昨年度2030年度半減目標を達成。
- ✓ 今後事業系は2000年度比で60%削減、家庭系は半減（2030年度を待たずに早期達成）を目指す。※2023年度時点での削減率：事業系57.8%、家庭系46.1%



出典：環境省

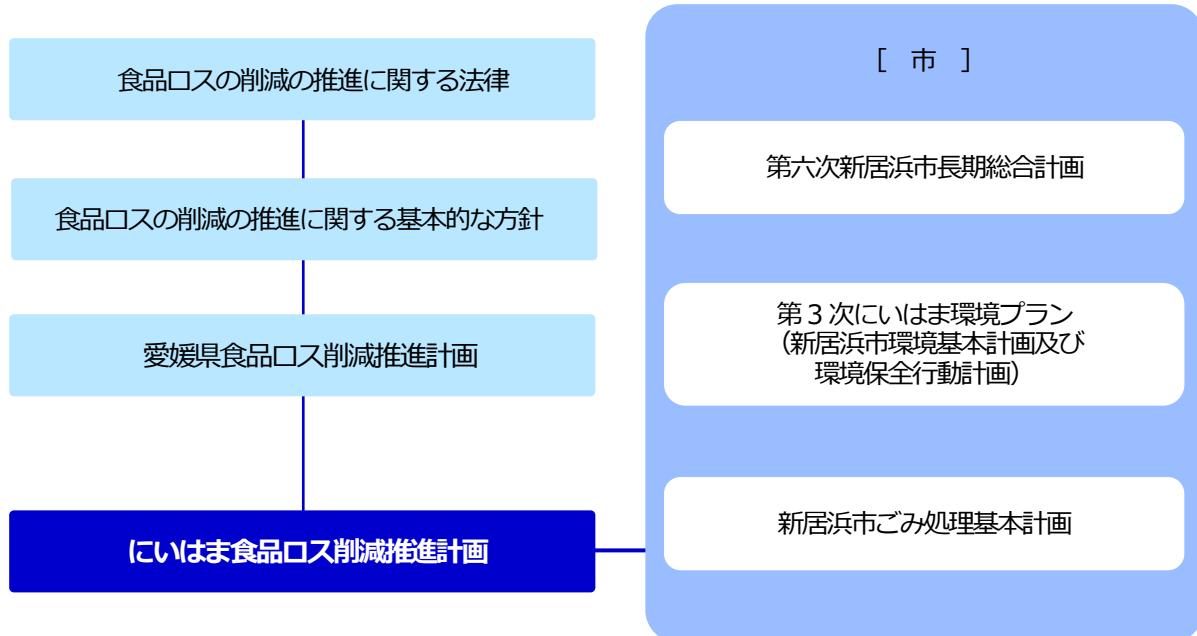
また、令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、令和2年（2020年）3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

「食品ロス削減推進法」では、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされ、基本方針を踏まえて食品ロスの削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

本市では「愛媛県食品ロス削減推進計画」が令和3年3月に策定されたことを受けて、愛媛県が掲げる「オール愛媛で減らそう食品ロス～もったいないとおもいやりの心～」を目指すべき将来像として取組を推進し、「こいはま食品ロス削減推進計画」を令和5年3月に策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として策定するものであり、「愛媛県食品ロス削減推進計画」で示されている考え方を踏まえ、本市の上位計画である「第六次新居浜市長期総合計画」（令和3年3月策定）、「第3次にいはま環境プラン（新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画）」（令和6年3月策定）等における関連施策との連携を図ります。



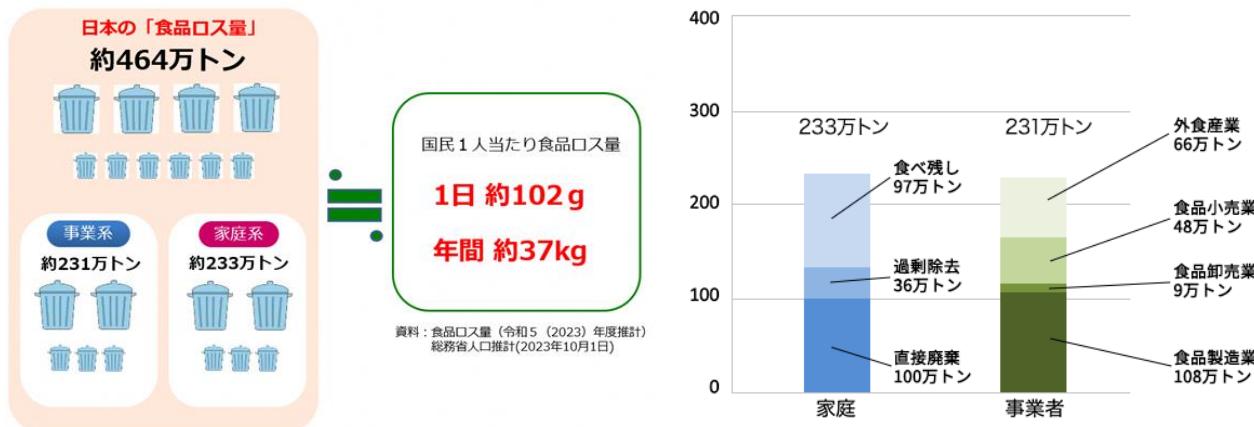
3 計画期間

本計画は、計画期間を令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間とします。なお、本計画は「新居浜市ごみ処理基本計画」の改訂に合わせ見直し、同計画に盛り込むこととします。

● 第2節 ● 食品ロスの現状と課題

1 日本の食品ロス

環境省と農林水産省で公表されている「食品ロス量の推計」において、令和5年度の食品ロス量の推計値は約464万トンで、内訳は事業系※¹が約231万トン、家庭系※²が約233万トンです。



環境省及び農林水産省「令和5年度推計」

※¹ 「事業系食品ロス」

事業活動（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）を伴って発生する食品ロス
(規格外品、返品、売れ残り、作りすぎ、食べ残し等が主な発生原因)

※² 「家庭系食品ロス」

各家庭から発生する食品ロス（食べ残し、過剰除去、直接廃棄等が主な発生原因）

日本では、家計における食費は消費支出の中で4分の1（総務省「家計調査（2024年）」）を占めています。

食料自給率（カロリーベース）は38%で、食料の多くを海外からの輸入に依存しています。

また、世界の食料廃棄量は年間約25億トンで、人の消費のために生産された食料の約40%を廃棄しています。（国連食糧農業機関（FAO）「世界の食料ロスと食料廃棄（2011年）」）

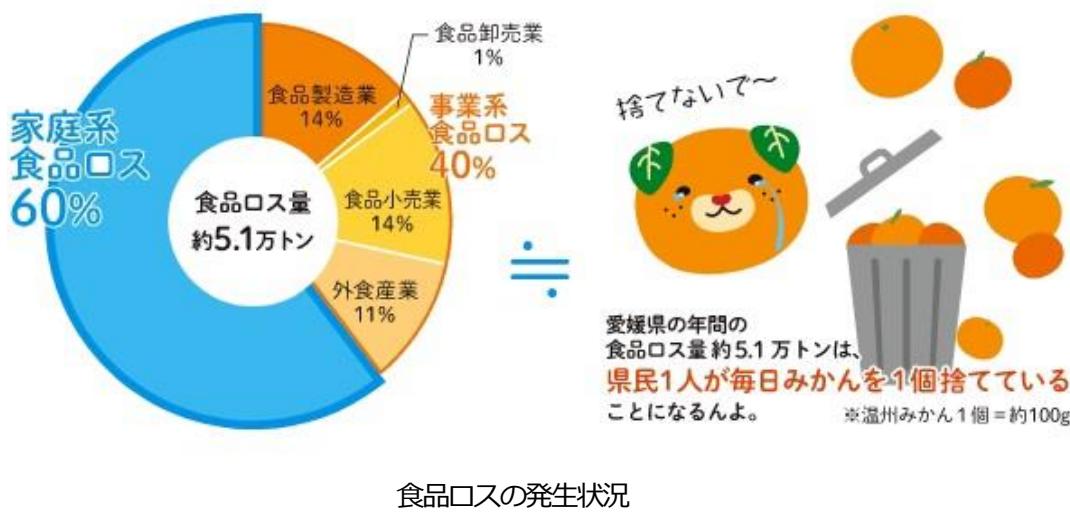
このように、食料を大量に生産、輸入しているのに、その多くを捨てている現実があります。

食料を輸入に頼る一方で、多くの食料を食べずに廃棄し、また多くの食品ロスを発生させている一方で、6人に1人の子どもが貧困で食事に困っている状況です。

2 愛媛県の食品ロス

愛媛県が令和2年度に実施した「食品ロス実態調査」では、食品ロス約5.1万トンのうち約60%にあたる約3.1万トンが家庭系、残りの約40%にあたる約19.5万トンが事業系と推計されています。

また、県全体の食品ロス量である約5.1万トンを県民1人あたりに換算すると、1日約103g、年間約38kgとなります。



3 新居浜市の食品ロス

本市では家庭ごみの収集は、平成28年10月から10種分別による収集を行っています。

令和6年度に処理した家庭系ごみ（委託収集・直営収集・持込）約2.4万トンのうち、可燃ごみは約1.9万トンと約8割を占めています。

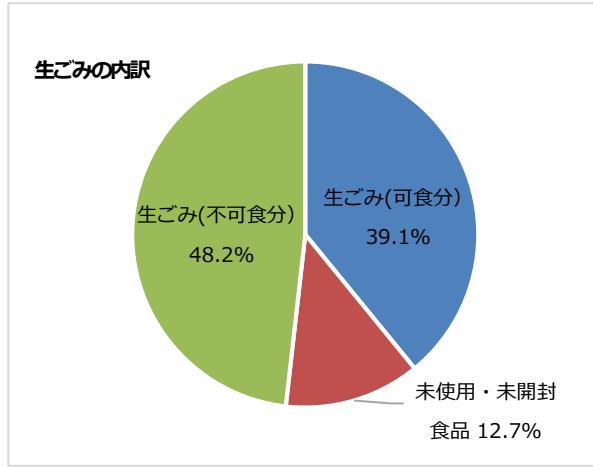
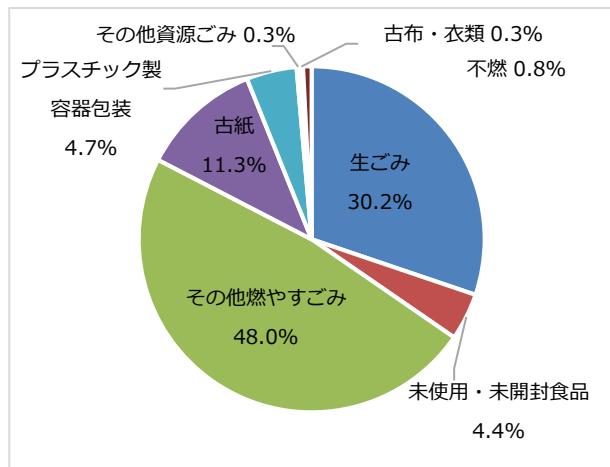
（1）家庭系食品ロス

本市では、家庭から排出される可燃ごみの実態を把握するため組成調査（ごみの中身を調査）しています。

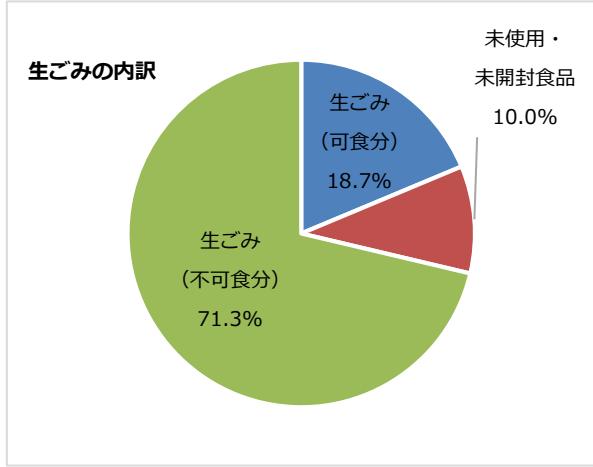
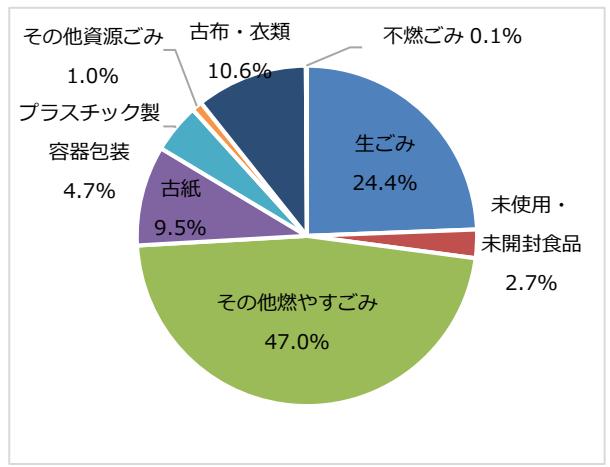
平成29年から令和元年に実施した組成調査では、未使用・未開封食品を含む生ごみは35.3%～38.9%含まれていました。

令和3年度はコロナ禍のため、規模を縮小して組成調査を実施しましたが、生ごみの比率は34.7%であり、過去3年分と大きな相違はありませんでした。

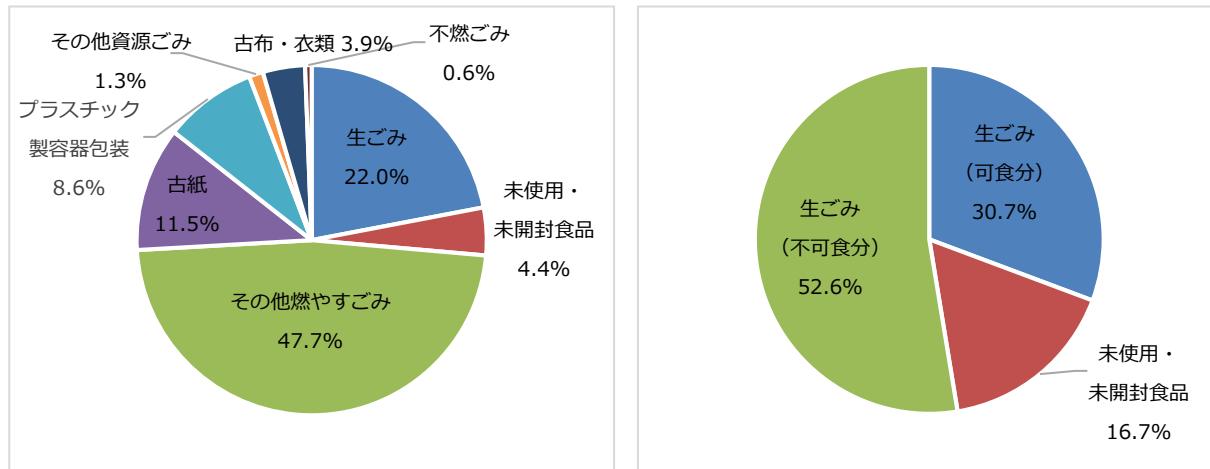
R4.11月調査・重量比



R5.11月調査・重量比



R6.11月調査・重量比



生ごみで、まだ食べられる可食分が食品ロスと考えられますが、可食分は生ごみのうち 47.4% (可燃ごみの 12.5%)、不可食分は生ごみのうち 52.6% (可燃ごみの 13.9%) でした。

令和 6 年度の家庭系可燃ごみ処理実績 1.87 万トンから推定すると、そのうち 12.5% にあたる可食分の生ごみ (食品ロス) は 2,338 トンとなり、市民 1 人当たり 1 日約 57g、年間約 20.7 kg となります。

県内の家庭系食品ロスが約 3.1 万トンであることから、本市の家庭系食品ロスは県の約 6% を占めています。



組成調査の様子（収集試料）



組成調査の様子（分別作業）



未使用・未開封食品（可食）



未使用・未開封食品（可食）

(2) 事業系食品ロス

事業系食品ロスについては、本市の発生量を特定できる情報がないため、県全体の年間事業系食品廃棄物の推計発生量約11.1万トン、そのうち18.4%にあたる推計食品ロス量約2.0万トンをもとに推計を行うこととしました。

本市の令和6年度の事業系可燃ごみ処理実績約1.1万トンから推定すると、そのうち18.4%にあたる可食分の生ごみ（食品ロス）は2,043トンとなります。

県内の事業系食品ロスが約2.0万トンであることから、本市の事業系食品ロスは県の約10%を占めています。

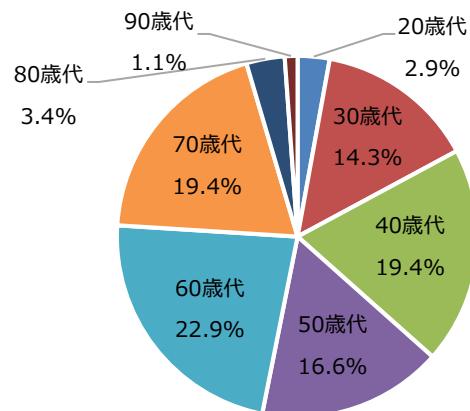
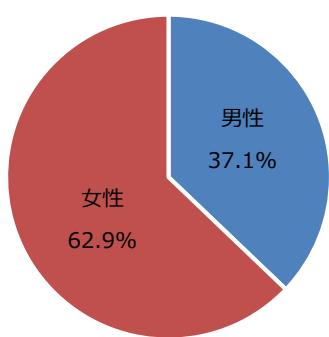
4 新居浜市の調査結果

調査対象者 令和7年度市政モニター175人（うち回答157人：回答率89.7%）

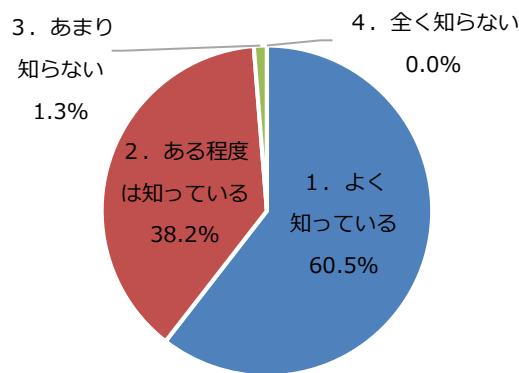
期 間 令和7年9月1日（月）～令和7年9月16日（火）

調査方法 郵送またはインターネット

テー マ 食品ロスの削減について

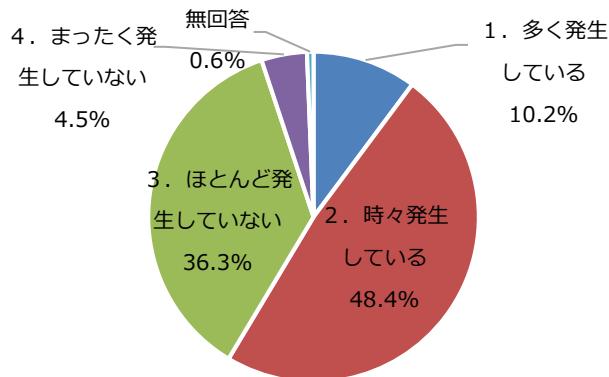


問1 食品ロスの認知度



「1.よく知っている」(60.5%)、「ある程度は知っている」(38.2%)の2つを合わせると全体の9割を超える認知度が高いと考えられます。

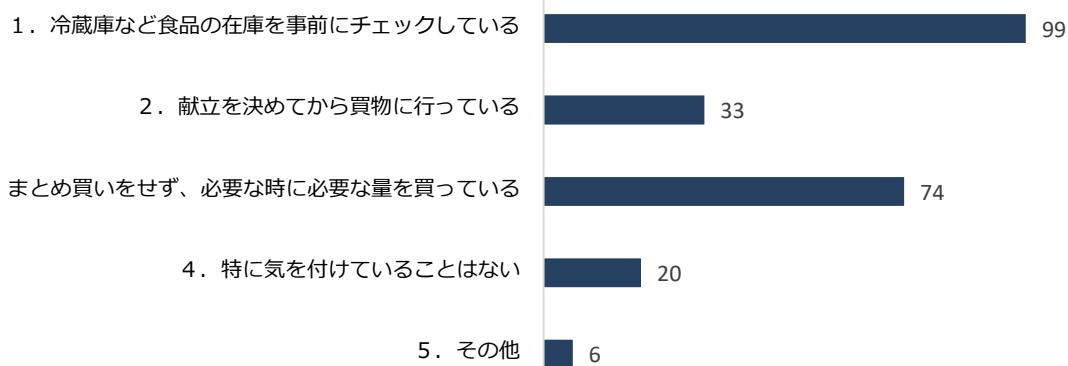
問2 家庭での食品ロス発生状況



「1.多く発生している」(10.2%)、「2.時々発生している」(48.4%)で全体の60%を占め、食品ロスが発生している状況がうかがえます。

問3 買い物時に気を付けていること（複数回答）

人

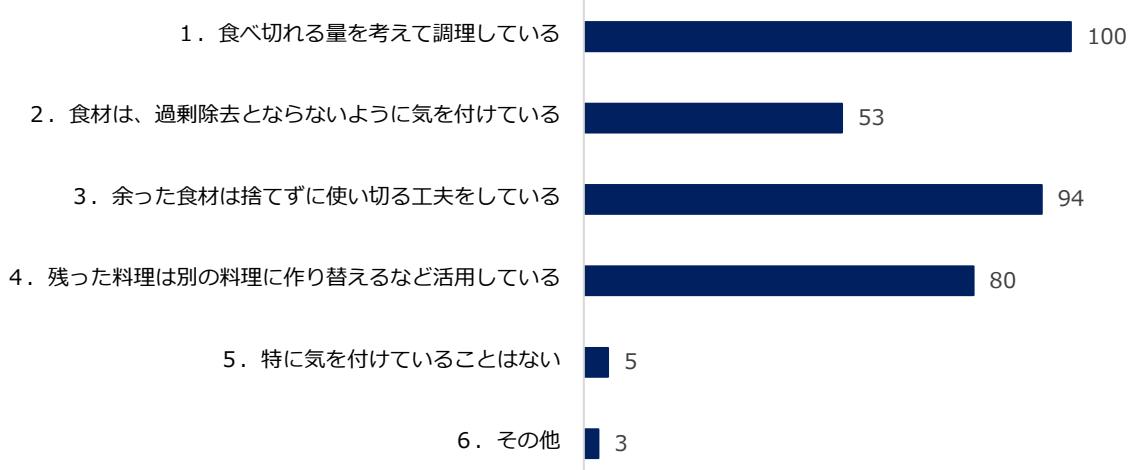


5. その他

- ・はじめからカードを使うと買いつぎてしまう気がする。重い物を買うときは、最後にカードを使用する。
- ・野菜等安い時は冷凍する為まとめ買いをするが、ギリギリ迄スーパーに行かない！不要品買っている。
- ・期限が迫り安くなっている物を買い、その材料から献立を決めている。
- ・冷凍庫に入るかどうかを気にする。（ほか）

問4 料理を作る際に気を付けていること（複数回答）

人

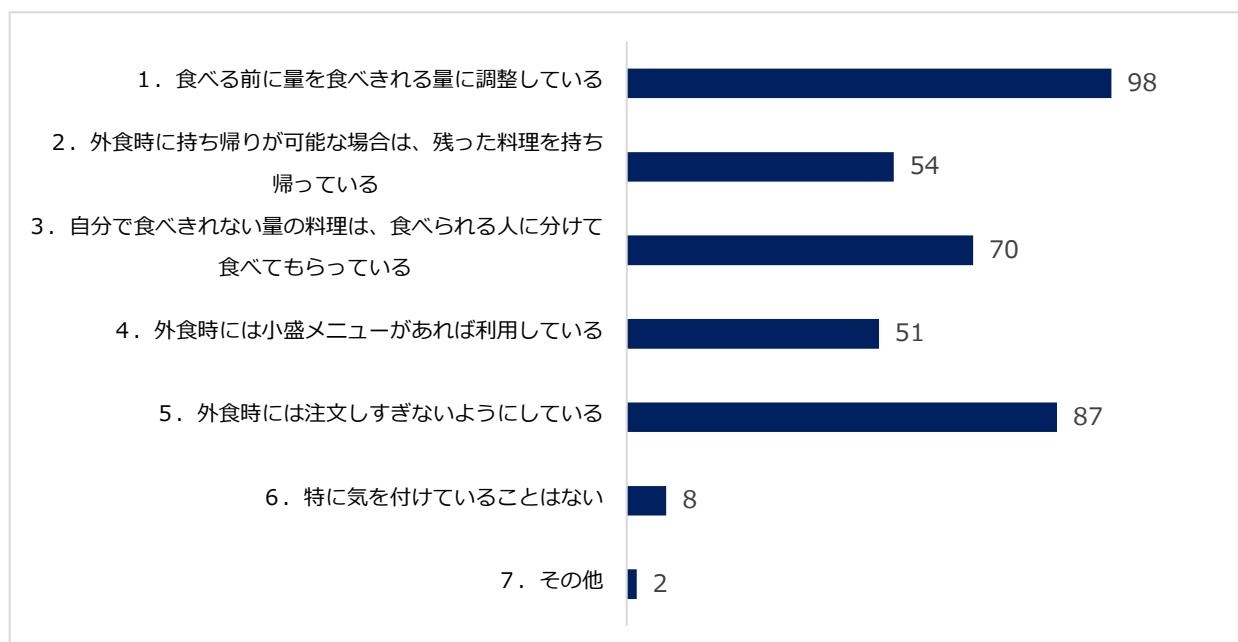


6. その他

- ・料理をしない。すぐに食べられる物を利用する。余ったら冷凍する。
- ・食べられるものは何でも食べる。全部食べる。好き嫌いを無くす。
- ・余りそうな食材は下処理をして、冷凍できるものは冷凍する。（ほか）

問5 食事の際に気を付けていること（複数回答）

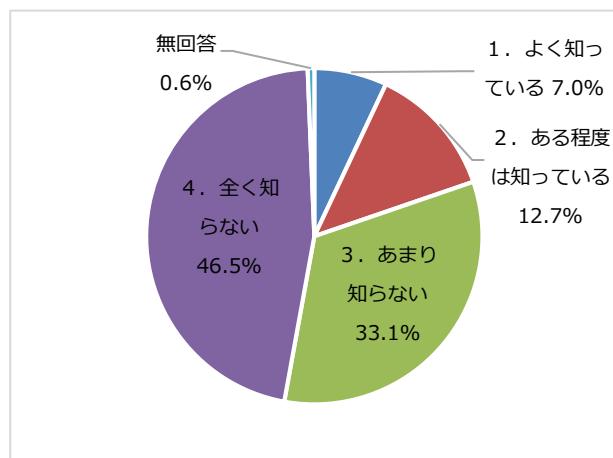
人



7. その他

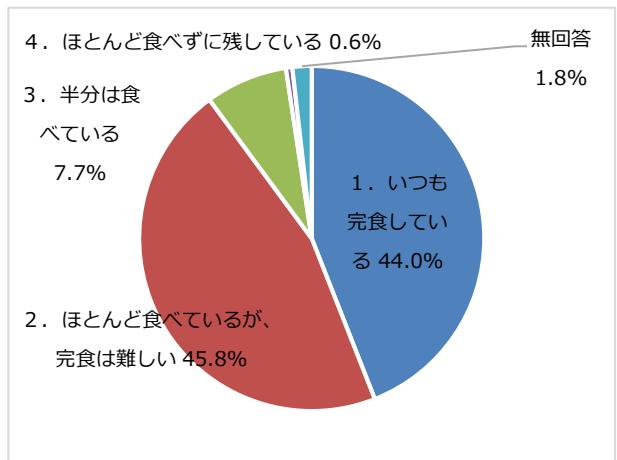
- ・子どもの食べ残しが一番多いので、自分の分は5分目にして残したのを食べている。
- ・2回食分作り、残りは次回食の副として添えている。買いすぎた時には冷凍し、買い物しなかった日に利用している。

問6 食品ロスの削減のための「3010（さんまるいちまる）運動」※¹ (P49 参照) の認知度



「4. 全く知らない」(46.5%)、「3. あまり知らない」(33.1%)と答えた方が多く、3010運動の認知度向上に向け、さらなる取組が必要と考えます。

問7 宴会時などに出された料理の消費状況

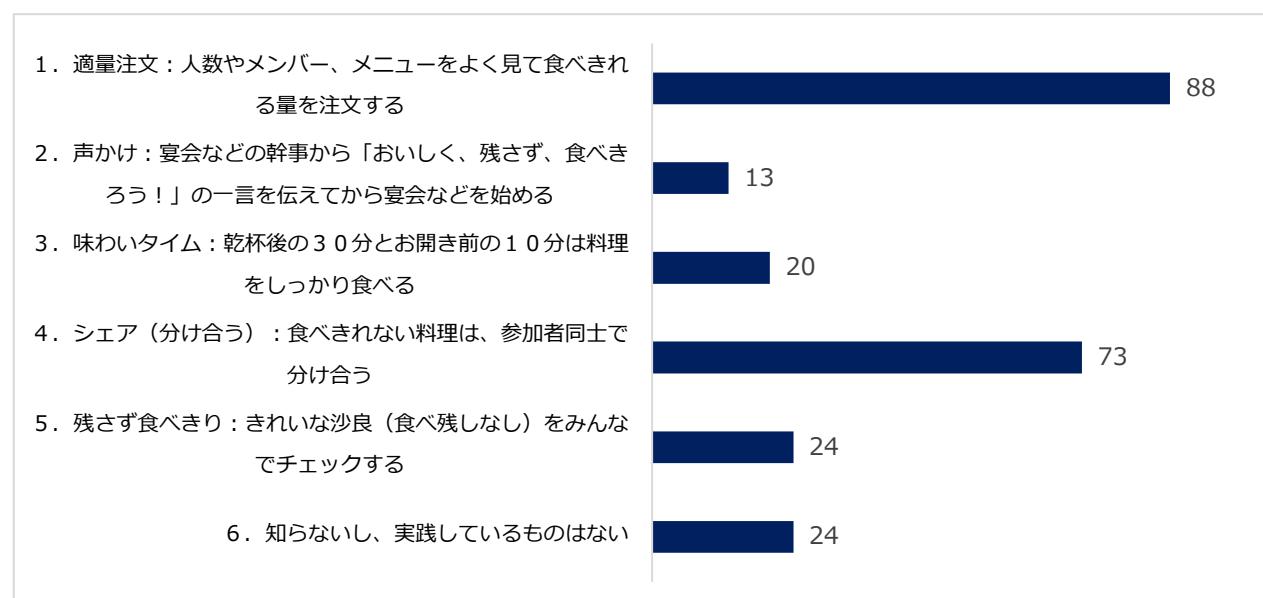


「1. いつも完食している」(44.0%)、
「2. ほとんど食べているが、完食は難しい」(45.8%)
で全体の9割を占めていますが、残り1割で多くの
食品ロスが発生している状況がうかがえます。

問8 宴会5箇条 ※2 (食品ロスの削減を実践するための5つの方法) (P49 参照) の認知度と実施状況

(複数選択)

人



5 新居浜市の課題

令和6年度の家庭系可燃ごみ処理実績から推定した本市の家庭系食品ロスは、市民1人当たり1日約57g(卵Mサイズ1個分)、年間約20.7kgとなります。

家庭・事業者において、このような状況を一人ひとりが認識し、これまで以上に食べ物を無駄なく、大切に消費していく必要があります。食品ロスを減らすための小さな行動も、一人ひとりが取り組むことで、大きな削減に繋がると考えます。

また事業系可燃ごみ(飲食店等)においては、食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深めていただき、さらに3010運動※1や宴会5箇条※2を推進することが必要です。

更なる取組を継続することで、より本市の食品ロス削減が期待できると考えます。

※¹「3010（さんまるいちまる）運動」

宴会時の食べ残しによる食品ロスを削減するための取組。宴会の際に「乾杯後の30分」と「お開き前の10分間」は料理を楽しむ時間とする運動

※²「宴会5箇条」

宴会をおいしく楽しむための5箇条

- ①適量注文、②声かけ、③味わいタイム、④シェア(分け合う)、⑤残さず食べきり

● 第3節 ● 基本的な考え方

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」において、国、地方公共団体(行政)、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくこととしています。

食品ロス削減のためには、各主体(市民、事業者、行政等)が現状と課題、削減の必要性について認識し、それぞれの役割と行動を理解し実践することが必要です。

また多様な主体(市民、事業者、行政等)が連携・協働することで、食品ロスの削減につながる取組を推進していきます。

● 第4節 ● 数値目標

1 目標設定の考え方

国の食品ロス削減目標は、SDGsも踏まえて、家庭系及び事業系の食品ロスについて2030年度までに2000年度比で半減すると目標が定められています。

県の食品ロス削減目標は、計画期間2025年度までに食品ロス量の10%削減、長期的な目標として2030年度までに、2000年度比で食品ロス量の半減以上としています。

本市では食品ロス削減目標を、2027年度までに2021年度比で食品ロス量（家庭系・事業系）を10%削減、計画期間（2030年度）までに2017年度比で家庭系食品ロスを22%削減させることを目標とします。

2 目標

計画期間中の推進目標

2027年度までに、2021年度比で食品ロス量（家庭系・事業系）の10%削減を目指します。
（4,180トンから3,762トンに削減）

計画期間における推進目標

2030年度までに、2017年度比で家庭系食品ロス量の22%削減を目指します。
（2,086トンから1,627トンに削減）

本市の事業系食品ロスについては発生量を特定できる情報がないため、計画期間における推進目標は家庭系食品ロスで設定します。また本市では、2016年（平成28年）10月から10種分別を開始したこと、生ごみの比率が2021年度（令和3年度）とほぼ相違ないことから、2017年度（平成29年度）を基準年度に設定します。

国・県では2030年度までに2000年度比で食品ロス量の50%以上を削減することを長期的な目標としていることから、単年度当たりの削減目標は約1.66%となります。本市では基準年度から目標年度である2030年までの13年間で、約22%削減することを目標とします。

● 第5節 ● 推進施策

1 食品ロス削減に向けた普及啓発

- (1) 学校での出前講座、施設見学等を通じた意識啓発
- (2) 市政だより、ホームページ等を活用した普及啓発
- (3) 定期的なアンケート調査の実施
- (4) 「3010運動」・「宴会5箇条」の啓発
- (5) 「いはま3Rネットワーク」※ の推進

2 市民・事業者等と連携した取り組みの推進

- (1) 家庭における主な食品ロス発生要因の啓発
- (2) 市民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組の実施
- (3) 「おいしい食べきり運動推進店登録制度」の普及拡大

3 未利用食品等の有効活用

- (1) フードバンク活動に関する情報発信と支援
- (2) フードバンク活動団体と食品関連事業者等との事業連携を支援
- (3) フードドライブ活動の周知、取組の支援

※「3R（スリーアール）」

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったもので、ごみを減らすためのキーワード

※「いはま3R（スリーアール）ネットワーク」

ごみの減量化・再資源化に取り組む事業者等が登録することによって、市民・事業者が「何をどこに持つて行けばいいか」を見る化し、市民・事業者・市が一体となって3Rを推進することを目的とし、令和4年10月1日から施行した制度

● 第6節 ● 推進施策に基づく新居浜市の取組

本計画の策定により、すべての市民の皆さんに食品ロス削減に向けた取組を実践していただけるよう、施策の推進に取り組みます。

1 食品ロス削減に向けた普及啓発

（1）学校での出前講座、施設見学等を通じた意識啓発

市民が食品ロスの削減に自発的に取り組めるようにするために、食品ロスに関心を持つきっかけづくりを行います。また家庭や学校、地域等の幅広い年齢層において食品ロス削減の必要性について理解を高めるよう、啓発を行います。

（2）市政だより、ホームページ等を活用した普及啓発

市政だより、ホームページ等で食品ロスの記事を掲載し、市民への啓発を図ります。

SNS等を活用し、食品ロスについて知る機会を確保し、普及啓発と情報提供に努めます。

（3）定期的なアンケート調査等の実施

定期的にアンケート調査等を実施し、市民の食品ロスの認知度や削減への取組状況等の把握に努めます。

（4）「3010運動」・「宴会5箇条」の啓発

3010運動や宴会5箇条等の食べ残しや、賞味期限の切れた食品を捨てることについて「もったいない」という意識啓発を行います。

（5）「にいはま3Rネットワーク」の推進

にいはま3Rネットワーク（フードバンク・フードドライブ活動）への登録推進に努めます。

2 市民・事業者等と連携した取り組みの推進

（1）家庭における主な食品ロス発生要因の啓発

アンケート調査や組成調査等の結果を、ホームページやSNS等を活用し、家庭における食品ロス発生要因の啓発を図り、食品ロスの削減を推進します。

（2）市民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組の実施

各家庭での水切りや生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ処理容器等の設置への補助を継続します。また取り扱いが比較的簡単なダンボールコンポストの普及のための講習会等の開催、ばかしや基材の普及を行い、継続して使用できるようサポートを行います。

(3) 「おいしい食べきり運動推進店登録制度」の普及拡大

令和元年10月から「おいしい食べきり運動推進店」の登録制度を開始していますが、今後も登録事業者の募集を進めています。



3 未利用食品等の有効活用

フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであり、生活困窮者や子ども食堂への支援等、福祉の観点からも意義のある取組です。

またフードドライブ活動の促進に努め、フードバンク団体を通じた食材の確保を支援することが、食品ロスの削減につながります。

(1) フードバンク活動に関する情報発信と支援

「にいはま3Rネットワーク」の登録により、3R（フードバンク活動）に取り組む事業者等の情報を総合的に登録し、ホームページ、SNS等において積極的に広報し、ごみの減量化、再資源化に関する取組を積極的に支援します。

(2) フードバンク活動団体と食品関連事業者等との事業連携を支援

市民、フードバンク活動団体、事業者等が「何を・どこに持つて行けばいいか」見える化し、情報を利用することにより、市民、フードバンク団体、事業者等が一体となって3Rを推進します。

(3) フードドライブ活動の周知、取組の支援

「にいはま3Rネットワーク」の登録により、3R（フードドライブ活動）に取り組む事業者等の情報を総合的に登録し、ホームページ、SNS等において積極的に広報し、ごみの減量化・再資源化に関する取組を積極的に支援します。

● 第7節 ● 成果指標

食品ロスの削減の推進に関する取組や政策の実施状況を具体的に把握するため、次の成果指標を設定します。

成 果 指 標	計画策定期 (2022年)	中間年 (2026年)	計画終了時 (2030年)
食品ロス問題の認知度	92.9%	96.4%	100%
「3010運動」・「宴会5箇条」の認知度	35.7%	67.8%	100%
おいしい食べきり運動推進店登録店数	8 事業所	29 事業所	50 事業所
にいはま3Rネットワーク登録店数 うちフードバンク・フードドライブの実施・協力店	—	10 事業所	20 事業所
燃やすごみ（家庭ごみ）に占める食品廃棄物比率	34.7%	32.4%	30.1%
燃やすごみ（家庭ごみ）に占める食品廃棄物（可食部）比率	9.2%	8.6%	8.0%

■ 第8章 ■ にいはまプラスチック資源循環戦略

● 第1節 ● 策定の背景とプラスチック資源循環に向けた基本方針

1 プラスチック資源循環戦略策定の背景と目的

プラスチックはその利便性の高さからペットボトルや容器包装等、様々な用途で使用されており、私たちの生活に必要不可欠な素材である一方、使用量が増えることで様々な問題も生じています。具体的には、海洋プラスチックごみ問題や、焼却処理に伴う温室効果ガスの排出問題などが挙げられます。このプラスチック問題に対応するため、国においては「プラスチック資源循環戦略」「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」「2050年カーボンニュートラル」といった戦略を打ち出しています。

本市としても、「プラスチックごみ処理の今後の課題と方向性」、「各主体（行政、市民・事業者）の具体的な取組」などについて取りまとめ、プラスチック資源循環の取組を進めていくこととします。

●プラスチック資源循環戦略

令和元年5月、国は「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewable ※ の基本原則と、6つのマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。

※3R+Renewableとは：Reduce（リデュース 発生抑制）、Reuse（リユース 再使用）、Recycle（リサイクル 再資源化）、Renewable（リニューアブル 再生可能資源への代替）

国が示したプラスチック資源循環のマイルストーン（目標）

	2025年まで	2030年まで	2035年まで
リデュース	ワンウェイプラスチックを累積25%削減		
リユース・リサイクル	リユース・リサイクル可能なデザインに		
	容器包装の6割をリユース・リサイクル		
	使用済プラスチックを100%有効利用		
再生利用・バイオプラスチック	再生利用を倍増		
	バイオプラスチックを200万トン導入		

●大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

令和元年6月のG20大阪サミットで、国は、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32（2050）年までにゼロにすることを目指す計画を表明し、参加国と共有しました。

●2050年カーボンニュートラル

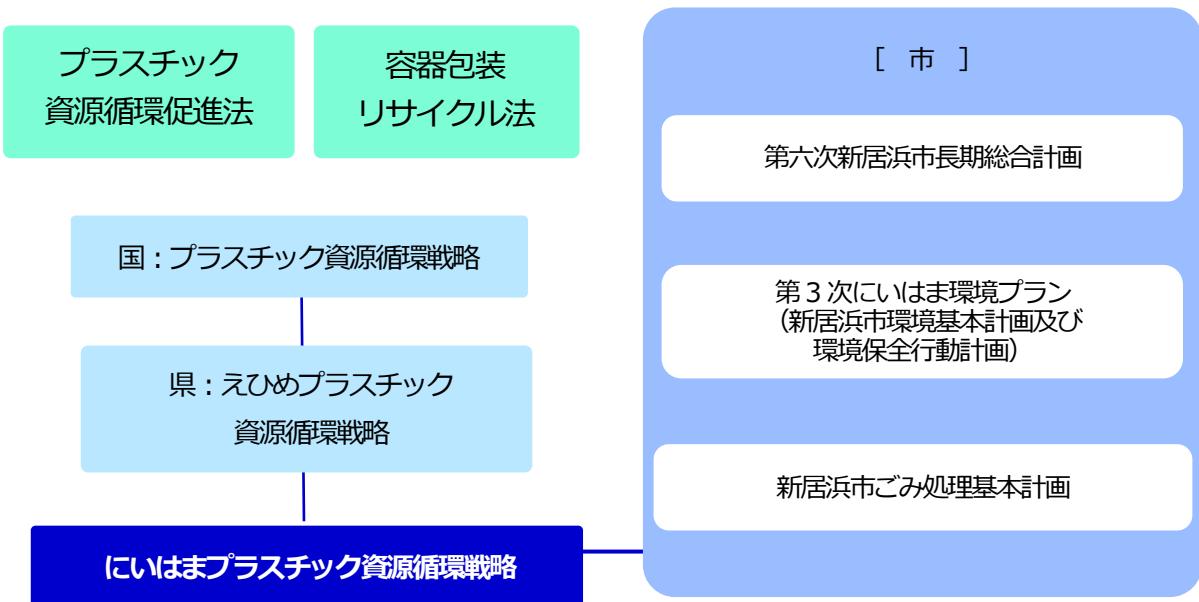
2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標のことで、具体的には、関連する事業への出資制度の制定や成長が見込まれる産業への積極投資、地球温暖化対策計画の見直しなどに取り組み、脱炭素社会の実現を目指しています。

2 プラスチック資源循環戦略の位置付け

愛媛県においても、令和2年3月に「えひめプラスチック資源循環戦略」を策定し、オール愛媛で、プラスチック循環を進めていくこととしています。

令和5年3月には、新居浜市においても「にいはまプラスチック資源循環戦略」を策定しました。今後は、国内におけるプラスチックの資源循環を促進させる先進的モデルなどを参考にしながら、具体的な取組などを戦略に反映していく必要があります。

また、本戦略と関連性が強い「新居浜市ごみ処理基本計画」の中間見直しにあたり、本戦略を計画に盛り込むこととします。



3 プラスチック資源循環戦略の実現に向けた基本方針

プラスチックごみの回収・処理に係る問題のほか、海洋プラスチックごみによる問題を解決するため、以下の3つの視点から、プラスチック資源循環の体系づくりや、多様な主体との連携、市民等への意識啓発等の施策を推進します。

プラスチック資源循環の実現に向けた基本方針

プラスチック3R+Renewableの推進

- 1 リデュースの徹底、リユースの促進
- 2 繰り返し使える製品及び再生可能な資源への代替
- 3 プラスチックの分別回収、適正処理及びリサイクルの推進



海洋プラスチックごみ対策

- 1 回収・処理体制の構築の検討
- 2 海洋ごみ発生抑制の推進



多様な主体との連携・協働

- 1 本市の製造業を中心とした、民間企業との連携
- 2 各種ボランティア団体等との連携
- 3 本市の各種学校及び大学との連携



4 対象期間

本戦略の方針で示す「3R+Renewableの推進」や「海洋プラスチックごみ問題」への対応は、世界共通の目標であるSDGsでも求められていることから、SDGsの達成目標と合わせて2030年度に向けて実効的に進めていきます。

● 第2節 ● 現状及び課題の整理

1 プラスチック3R+Renewableの推進に関すること

●現状及びこれまでの取組

本市では、平成21年6月から、市、事業者、市民団体の三者で協定を結び、レジ袋の無料配布廃止の取組をスタートし、マイバッグ持参率は、約80%となっています。令和2年7月からは国の取組により全国でレジ袋が有料化されました。

また、市内に店舗がある小売事業者において、プラスチックトレイやペットボトルの店頭回収の取組、スプーンやフォーク等を木製や紙製等の環境配慮素材に切り替える取組など、使い捨てプラスチック削減や、その他3Rの推進を始めとした環境保全への取組をそれぞれ推進しています。

一方で、市の定期収集においては、いわゆるプラスチック製品や汚れたプラスチック製容器包装は燃やしごみになるなど、分別が徹底されにくく、市民一人ひとりの分別やごみ減量化への意識向上が重要となります。

●課題の整理

<事業者間の好事例の共有>

現状においても、各事業者においてプラスチックごみの排出抑制や再生材の活用等の取組がなされています。一方で、自社における廃棄物の処理状況を把握していない事業者も一定数あり、各事業者の好事例が共有されることで、更に取組が推進される可能性があります。

<意識啓発の取組強化>

行政は市民や事業者に対し、分別への関心の醸成や理解促進、環境配慮型製品の環境負荷軽減に関する情報発信等の取組をこれまで以上に推進していくことが必要です。

<プラスチックの収集体制>

本市は、容器包装リサイクル法に基づく容器包装プラの分別収集・再商品化には既に取り組んでおり、その他のプラ製品も燃やして熱回収し、発電につなげています。ただし、プラごみの焼却処理は、原油が原料であるため、CO₂を排出し、地球の温室効果ガスの増加につながります。令和4年4月のプラスチック資源循環促進法の施行により、現在燃やすごみとして収集しているプラスチック製品ごみも、分別収集・再商品化の努力義務が課せられています。

●本市の特徴、強み

プラスチックごみ問題の解決に向けては、既存の取組に加え、プラスチックごみに係る本市の課題の解決に向けた新たな施策を推進していく必要があります。そして、新たな施策の検討にあたっては、下記のような本市の強み・特徴を活かした施策検討が重要となります。

○市内には、化学工業をはじめ数多くの企業・工場が立地し、優れた環境技術を有する企業が産業振興、イノベーションを推進する基盤があります。

○環境美化推進協議会、地球高温化対策地域協議会、にいはま環境市民会議など、市民・事業者との意見交換や連携を行う機会が充実しており、協働による取組が行いやすい。

ものづくり事業者を中心とした本市の状況



市民一斉清掃



環境美化功労者表彰



2 海洋ごみ問題（海洋プラスチックごみ対策）に関すること

●現状及びこれまでの取組

市内の海岸では、多くの海洋ごみが漂着しており、深刻な問題となっているため、地域やボランティア団体、企業等による海岸の清掃活動や、市内小・中学生や高校生、自治会、NPO団体等による河川清掃活動が行われています。漂着ごみは、ボランティア団体が運搬又は行政がごみパトロール車等で回収しています。海岸漂着ごみとして回収された可燃物は、新居浜市清掃センターで焼却処理しており、不燃物は選別し適正な処分をしています。

●課題の整理

<海洋ごみ問題の周知>

海洋に流出するごみのほとんどが家庭から生じる生活系のごみであることから、市民一人ひとりに向けた情報発信を強化し意識改革を行っていく必要があります。

<マイクロプラスチック問題>

海洋生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチックも多く見つかっています。マイクロプラスチック※になると、回収が非常に困難となるため、将来に大きな課題を残さないためにも、プラスチックの海洋流出を抑制する取組が必要となってきます。

※マイクロプラスチックは、サイズが5mm以下の微細なプラスチックごみで、歯磨き粉や洗顔剤に含まれるビーズなどの小さなプラスチック、またはレジ袋やペットボトルといったプラスチックごみ等が、紫外線や波によって5mm以下まで細かくなつたものをさします。海洋生物が餌と間違えて食べることで、吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれることによって、悪影響を及ぼすおそれがあるとされています。

<海洋ごみ、漂流ごみの回収・処理システムの構築の検討>

観光や漁業に大きな影響を与える海洋ごみ、漂流ごみについて、ごみの種類や回収量及び処分可能な量を把握した上で、回収・処理システムの構築を検討する必要があります。

海岸プラごみ清掃（地球高温化対策地域協議会）



● 第3節 ● プラスチック資源循環に向けた取組

基本方針に基づき、市の取組としてどのような方向性で具体的な施策を推進していくかを以下にまとめました。

1 プラスチック3R+Renewableの推進

●プラスチックごみのリデュースの徹底、リユースの促進

プラスチックごみ問題を市民一人ひとりの身近な問題として捉えてもらうため、SNS や動画配信サービス等を活用して情報を発信していきます。

事業に伴い発生するプラスチックごみの削減に向けては、各事業者の取組の集約・発信により、事業者における環境に対する取組への更なる強化を図っていきます。

具体例

- マイバック・マイボトル運動等の実施
- マイボトル等による公共施設の売店や自販機でのペットボトル飲料削減
- 事業者と連携し、まだ使える物をリユースする仕組みづくり
- 先進的な取組を行う事業者の取組内容の紹介 等

●繰り返し使える製品 及び 再生可能な資源への代替

マイバッグやマイボトル等、市職員による積極的な取組により市庁舎から排出されるプラスチックごみの抑制、情報を発信するとともに、公共工事等でプラスチック代替製品活用ができるか検討します。

具体例

- 関係機関と連携したリユースブル製品の利用促進に係る普及啓発
- 市役所職員による取組の積極実施及び発信（マイボトル等の利用促進、イベント等の飲料提供におけるプラスチック製容器から紙製容器等の代替素材への切替等）

●プラスチックの分別回収、適正処理 及び リサイクルの推進

プラスチック製容器包装の分別を徹底し、リサイクル率の向上を目指します。

また、家庭からのプラスチック製品廃棄物についても、近い将来に向けて、市民が分かりやすく、コストも考慮した分別収集・再商品化できる方法等について検討を行います。

具体例

- 分別の啓発のため、ごみ分別大辞典や SNS、動画サービス等で情報発信
- プラスチック資源循環促進法に基づく、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収の実施に向けた検討 等

新居浜市のプラスチックごみ処理の今後の課題と方向性

現 状

- ▶容器包装リサイクル法に基づく容器包装プラの分別収集・再商品化には既に取り組んでいる。
- ▶製品プラは焼却処理し、サーマルリサイクル（発電）を行っている。
- ▶プラスチック資源循環法施行、循環型社会構築、2050 カーボンニュートラルなど、製品を含めたプラスチックの分別収集・再商品化（マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル）が社会的要請と認識。
- ▶循環交付金の要件化により、将来何らかの形で製品プラも含めた取組が必要。

課 題

- ▶令和6年に製品プラ混合処理試験を実施し、課題はあるが容器包装プラとの一括回収が可能であるとの結果が出ている。今後分別方法、収集運搬方法、リサイクルコスト等を検討し、新たな体制の構築が必要。
- ▶プラスチック分別収集・再商品化は、容リ法指定法人ルート、認定再商品化計画ルート、独自処理などが制度上可能であるが、それぞれに課題がある。
- ▶製品プラを含め、プラスチックリサイクルについて再構築すべく、調査研究を進める。

方 向 性

- ▶近い将来の新たなプラスチックの分別収集・再商品化体制の構築を図るべく、調査研究、検討を行い、一定の方向性を見出したい。
- ▶幅広く、持続可能な手法を検討していく。

2 海洋プラスチックごみ対策

●ポイ捨て・不法投棄の撲滅

犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅に向けて、市民や事業者への普及啓発活動を積極的に展開するとともに、パトロールの実施や関係機関と連携した不法投棄当事者への原状回復の指導等を強化し、また、各地域で行われている環境美化・清掃活動と一体となって、プラスチックの陸域から海への流出を抑制します。

具体例

- ごみパトロールの強化
- 監視カメラや啓発看板の設置
- SNS や HP、市政だより等での啓発
- 市民一斉清掃での海岸・河川を重点とした清掃の実施 等

●廃棄物適正処理、海洋ごみの回収処理

国・県の支援等を活用するほか、清掃ボランティア活動による地域の海岸漂着物等の回収を支援します。

具体例

- 国や県の補助金等を活用した回収の検討
- スポーツごみ拾い等、ボランティア清掃のイベント化による啓発
- ボランティアごみのパトロール車での回収や清掃センターでの処理の支援 等

●代替素材活用の推進

海で分解される素材（紙、海洋生分解性プラスチック等）の利用を進めます。

具体例

- 公共工事等で紙・海洋生分解性プラスチックの活用検討
- 先進的取組の紹介 等

●海洋ごみの実態把握

県が調査する市内の沿岸・海域における漂流・漂着ごみやマイクロプラスチックの実態及び経時的变化のデータを参考することにより、海洋プラスチックごみ削減のための効果的な施策の検討を図ります。

具体例

- 県の海洋ごみ調査への協力
- 調査データの考察や広報 等

3 多様な主体との連携・協働

プラスチック資源循環の実現のためには、市民一人ひとり、事業者、その他関係団体それぞれが意識を持って協働していくことが必要です。市全体の意識を高め、プラスチック資源循環の実現に向けた活動に取り組んでいきます。（別紙1に各主体の具体的取組をまとめています。）

● 第4節 ● 本戦略の成果指標

本戦略における施策の進行状況を把握するため、成果指標を設定します。

項目	当初(2021)	中間年(2026)	目標(2030)
◎プラスチック3R+Renewable の推進			
使い捨てプラスチックの市清掃センター処理量（容器プラ+ペットボトル）	1,278 t	1,120 t	959t (25%減)
にいはま3Rネットワーク登録団体（プラスチック関連）	0件	15件	30件
プラスチック製品の分別収集	未実施	未実施	実施
◎海洋ごみ問題の解決（海洋プラスチックごみ対策）			
不法投棄対応件数	19件	43件	36件
愛リバー・愛ロード・愛ビーチ登録数（新居浜市分）	54件	現状より増	中間年より増
新居浜市公共施設愛護事業（アダプトプログラム）団体登録数	108件	現状より増	中間年より増

※ にいはま3Rネットワークとは、3Rに取り組む事業者等の情報を市が総合的に登録・広報する取組

※ 愛リバー・愛ロード・愛ビーチは県管理施設の愛護事業で2022.12.1現在の登録数

(別紙1) 各主体(行政、市民・事業者)の具体的な取組

区分	主体	項目	目的	具体的取組み	主な関係課
プラスチック資源循環の促進	行政の取組	プラスチックの適正処理	ごみ処理施設等におけるプラスチックのリサイクルと適正処理を推進する。	①プラスチックごみの一括収集 容器包装廃棄物の分別収集の促進、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括収集の実施を検討する。 ②小型家電のリサイクル促進 プラスチック資源循環に向け、小型家電のリサイクルを促進する。 ③清掃センターへの事業系ごみ搬入状況の確認 清掃センターでの展開調査を積極的に実施し、事業系ごみに含まれるプラスチックごみの適正処理を推進する。	廃棄物対策課 清掃センター
		市庁舎から排出されるプラスチックごみの抑制策	プラスチック資源循環に向けて、行政としての取組みにより、市庁舎から排出されるプラスチックごみの抑制を図る。	①市庁舎内設置の自販機でのペットボトル飲料の販売削減 マイボトル使用により、市庁舎内設置の自販機では、（紙）・ビン・缶による飲料商品の販売とし、ペットボトル飲料商品の販売削減を検討する。 ②食堂、売店で扱うプラスチック製品の抑制 食堂、売店では、ペットボトル、使い捨てのプラスチック製スプーン等を使用した商品はできる限り扱わない。 ③食堂、売店でプラスチック代替製品利用促進 食堂、売店では、弁当容器、菓子類は、プラスチック代替製品を採用している商品の利用を進める。 ④職員のマイボトル等使用促進 職員は、マイボトル等を持参するよう努める。 ⑤グリーン購入の徹底を実施 グリーン購入法に基づく新居浜市グリーン購入ガイドラインによる環境に配慮した物品等の調達を推進する。	管財課 人事課 環境政策課
		公共工事等でのプラスチック代替製品活用	公共工事等でのプラスチック代替製品の活用を検討する。	①公共工事でのプラスチック代替製品活用の検討 市の公共工事等で紙・バイオマスプラスチック等を利用した代替製品（プラスチック代替製品）が活用できるかどうか検討する。	契約課 工事担当課
	市民・事業者の取組	バイオマスプラスチック製品の使用の検討	バイオマスプラスチック製品の普及のため、庁内等での使用を検討する。	①業務上使用するごみ袋でのバイオマスプラスチック製の使用検討 庁内で業務上購入するごみ袋はバイオマスプラスチック製の使用を検討する。 ②ボランティア用ごみ袋でのバイオマスプラスチック製の使用検討 ボランティア用ごみ袋等へのバイオマスプラスチック製品の使用を検討する。	廃棄物対策課 契約課
		3 R の取組の実践	プラスチックの3 R（発生抑制、再利用、再資源化）を実践することによるプラスチック循環の促進。	①マイボトル等の推進 マイボトル等を携行すると共に、不要な使い捨てスプーン等の配布は断る。また、店舗では使い捨てグッズは必要な人にのみ配布する。 ②プラスチック容器等の繰り返し利用 プラスチック容器等はすぐに捨てずに繰り返し使うことに努める。 ③詰め替え商品や量り売りの利用 日用品購入に当たり、詰め替え商品の利用に努め、また、必要なだけを購入するため、量り売りを利用する。 ④マイバッグの利用 買い物にはマイバッグを携行し、レジ袋の提供を断る。 ⑤クリーニングハンガーの返却 不要なクリーニングハンガーは店舗への返却を行う。 ⑥プラスチックごみの分別徹底 ルールに従ったプラスチックごみの分別の実施	環境政策課 廃棄物対策課
	レジ袋削減推進協議会を通じた取組	レジ袋削減推進協議会を通じて、プラスチック資源循環に向けた取組を図る。	①販売レジ袋のバイオマス化 レジ袋削減推進協議会加入店舗で販売するレジ袋がバイオマスプラスチック使用となっているかの調査を実施し、全ての店舗で使用するよう呼び掛ける。 ②使用後のプラスチック製品の回収 店舗で販売し、使用後のプラスチック製品を店頭回収できないかの検討。	廃棄物対策課	

区分	主体	項目	目的	具体的取組み	主な関係課
行政の取組 海洋プラスチックごみ対策の推進	海洋プラスチックごみ対策の推進	海洋プラスチックごみの適正排出の周知啓発	海洋プラスチック削減に向けて市民への周知啓発を実施する。	① プラスチックごみの適正排出の周知啓発 燃やすごみの組成調査結果（プラスチック類の排出状況）及び海洋プラスチックの特集記事をホームページ、市政だよりに掲載する。 ② 海洋プラスチックごみ問題啓発記事を記載したごみ分別大辞典の配布 ごみ分別大辞典に海洋プラスチックごみ問題を啓発する記事を作成し、プラスチック一括回収実施の際に、改定し配布を行う。 ③ ポイ捨て防止の啓発推進 まち美化条例に基づくポイ捨て防止に向けた市民への啓発を推進する。	廃棄物対策課 環境政策課
		海岸管理者による海岸漂着物の処理の協力	県等が管理する海岸での漂着物の回収・処理に対する協力	① 海岸管理者による漂着物回収・処理への協力 県等が管理する市内の海岸での漂着物の回収・処理に対し協力する。	廃棄物対策課 清掃センター
		補助金活用による海岸漂着物の回収・処理	市が管理する海岸や漁港において国の補助金を活用した、海岸漂着物の回収・処理を検討する。	① 海岸漂着物の補助金を活用した回収・処分の検討 市が管理する海岸・漁港において国の補助金を活用した海岸漂着物の回収・処理の実施を検討する。	港務局 農林水産課
	河川・海岸クリーン作戦	河川、海岸クリーン作戦	河川、海岸のクリーン作戦を実施する。	① 市民一斉清掃の見直し 市民一斉清掃を河川や海岸にて実施する。 ② 学生・生徒による学習等の取組 学生・生徒は海洋プラスチックの学習を兼ねて河川・海岸の清掃活動を実施する。また、海洋プラスチックを取り上げた絵画、作文等の作品募集を行う。 ③ 環境美化推進協議会による環境美化キャンペーンの取組み 環境美化推進協議会の環境美化推進員を中心に環境美化キャンペーンの清掃活動を河川・海岸で実施する。	廃棄物対策課 学校教育課
				① 河川・海岸の現状を周知及び清掃活動呼びかけ 市政だより、ホームページ等で河川・海岸の現状を広く市民に周知し、清掃活動の必要性の理解を求め、清掃活動の呼びかけを行う。 ② アダプトプログラムへの参加に伴う支援 アダプトプログラムへの参加により、河川・海岸で行う清掃活動に対して回収支援を行う。	廃棄物対策課 地域コミュニティ課 都市計画課
	看板・監視カメラの設置	河川・海岸に海洋プラスチック削減に向けての看板及び監視カメラを設置する。	① 河川・海岸への看板・監視カメラの設置 河川・海岸の施設管理者と共に、海洋プラスチック削減に向けての看板及び監視カメラを設置する。	廃棄物対策課	
	市民・事業者の取組	河川・海岸クリーン作戦	海洋プラスチック削減に向けて河川・海岸のクリーン作戦を行う。	① 市民一斉清掃の参加 市民一斉清掃に参加し河川や海岸の清掃を行う。 ② 学生・生徒による取組み 学生・生徒は海洋プラスチックの学習を兼ねて河川・海岸の清掃活動に参加する。また、海洋プラスチックを取り上げた絵画、作文等の作品を制作する。	廃棄物対策課
		マイクロビーズの使用抑制	マイクロプラスチック使用製品の抑制	① マイクロプラスチックを含む製品の使用抑制 マイクロビーズ等のマイクロプラスチックを含んだ製品（スクラブ洗顔料・歯磨き粉等）の使用を抑制し、マイクロプラスチックを使用しない製品に切り替える。	廃棄物対策課
		ボランティアによる清掃活動への参加	海洋プラスチックごみ対策のため、ボランティアによる河川・海岸での清掃活動に積極的に参加する。	① 河川・海岸の清掃活動 海洋プラスチックごみ対策のため、ボランティアによる河川・海岸での清掃活動に積極的に参加する。	廃棄物対策課